

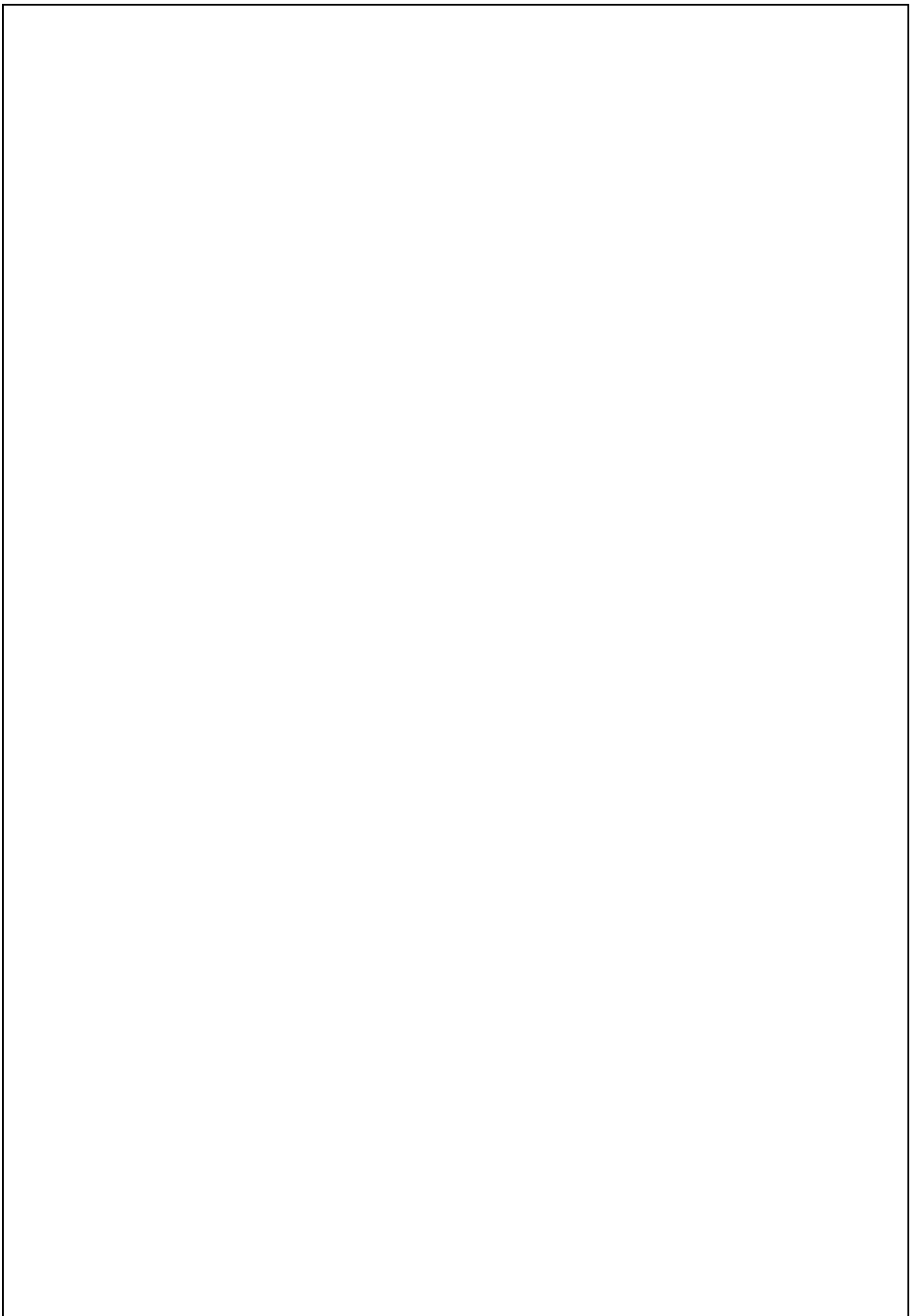


聖籠町公共施設等総合管理計画改訂版

平成29年3月策定

令和5年3月改訂

聖籠町



「聖籠町公共施設等総合管理計画改訂にあたって」

町では、昭和 40 年代から 60 年代にかけて人口増があり、それに伴い学校、地域の集会場、道路及び下水道などの公共施設を整備してきました。令和4年度には、築後 30 年を超過する建築系公共施設は、すべての施設の約 50%に達します。このような公共施設の多くは老朽化が進行し、維持管理に要する費用は膨大な額となることが予測されます。

今後、人口減少や少子高齢化等の社会的要因により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されるとともに、厳しい財政状況が続く中、これらの公共施設等に対する老朽化対策が大きな課題となっています。

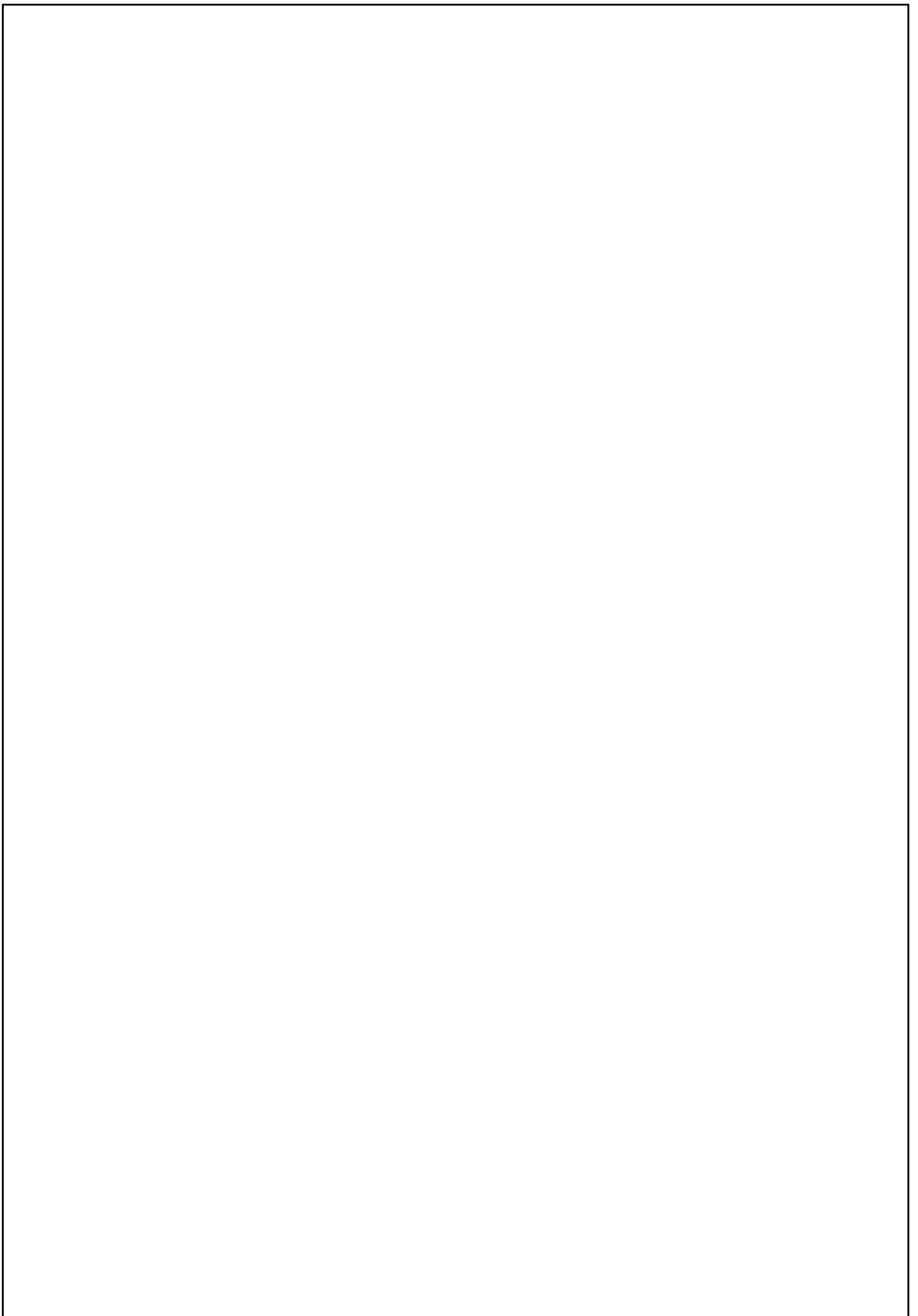
国では、インフラの老朽化が急速に進展している状況に対応するため、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。また、平成26年4月には、国から地方公共団体に対し、自らが所有する公共施設等の現状を把握し、総合的かつ計画的な管理を推進するために必要な基本方針や管理方法等を定めた「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請が出され、その後、平成 30 年2月には、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」の通知が出され、令和4年度までの改訂が要請されました。

こうした状況の中、町では地域の実情を踏まえ、町の公共施設等の管理を計画的に進めていくことを目的として、公共施設等総合管理計画を策定しました。なお、この取組は長期にわたって行うことが重要なことから、計画期間は 30 年間としました。

最後になりましたが、本計画の推進にあたり、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、計画策定にあたっての挨拶といたします。

令和5年3月

聖籠町長 西脇 道夫

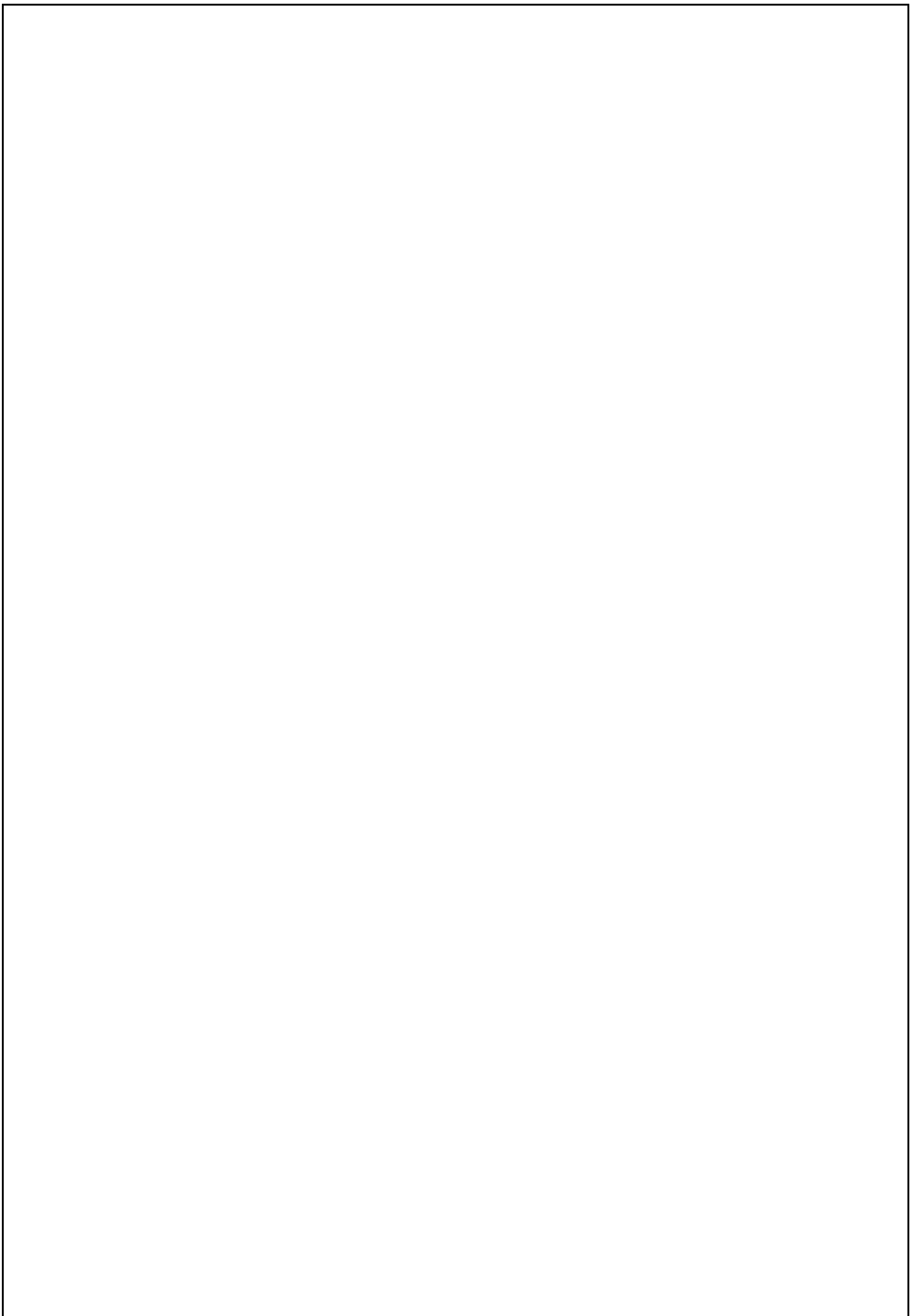


目 次

1.本計画の位置づけ.....	1
1-1 計画改訂の背景・計画の目的.....	2
(1)計画改訂の背景.....	2
(2)計画の目的.....	2
1-2 計画の位置づけ.....	3
1-3 計画期間.....	3
1-4 計画対象の公共施設.....	4
(1)対象施設.....	4
(3)調査対象施設の概要.....	8
2.町を取り巻く社会的状況.....	9
2-1 町の概要.....	10
(1)町の概要.....	10
2-2 人口の推移.....	11
(1)人口及び施設建設の推移.....	11
(2)将来推計人口.....	12
2-3 財政の状況.....	13
(1)歳入の見通し.....	13
(2)歳出の状況.....	13
(3)普通建設事業費の推移予測.....	14
3. 公共施設等の現状と課題.....	15
3-1 建築系公共施設.....	16
(1)延床面積、建築年から見た現状と課題.....	16
(2)建物用途別延床面積の現状と課題.....	17
(3)建築年次別・建物用途別延床面積推移の現状と課題.....	18
(4)公共施設保有総量(建物)及び有形固定資産減価償却率の推移.....	19
(5)過去に行った取組の実績.....	19
(6)現地調査から見た現状と課題.....	20
3-2 インフラ施設.....	22
(1)道路・橋りょうの現況と課題.....	22
(2)上下水道の現況と課題.....	23
(3)インフラ施設別のインフラ施設建設事業費.....	24
(4)建設年次別・インフラ施設建設事業費の推移.....	25
4. 中長期的な施設の更新費用の推計.....	27
4-1 建築系公共施設.....	28
(1)施設整備基準.....	28

4-2 インフラ施設.....	32
(1)インフラ施設別の更新費用の推計.....	32
4-3 長寿命化対策を反映した更新経費の見込み.....	33
(1)建築系公共施設.....	33
(2)インフラ施設別.....	35
5. 公共施設等の管理に関する基本方針.....	37
5-1 基本的な考え方.....	38
(1)施設整備水準等の検討.....	38
(2)将来の公共施設延床面積の検討.....	39
5-2 基本方針.....	40
(1)点検・診断等の実施方針.....	40
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	40
(3)安全性確保の実施方針.....	41
(4)耐震化の実施方針.....	41
(5)長寿命化の実施方針.....	41
(6)整理統合や除却の実施方針.....	41
(7)ユニバーサルデザイン化の推進.....	42
(8)脱炭素化の推進.....	42
(9)PDCAサイクルの推進.....	42
(10)フォローアップの方針.....	42
5-3 計画の推進にあたっての留意事項.....	43
(1)広域連携の取組方針.....	43
(2)PPP/PFIの活用方針.....	43
6. 類型施設ごとの管理に関する基本方針.....	45
6-1 建築系公共施設の管理に関する基本方針.....	46
(1)行政系施設.....	46
(2)学校教育系施設.....	48
(3)文化系施設.....	49
(4)スポーツ・レクリエーション系施設.....	51
(5)社会教育系施設.....	53
(6)子育て支援施設.....	54
(7)保健・福祉施設.....	56
(8)公営住宅.....	58
(9)公園.....	59
(10)供給処理施設.....	60
(11)産業系施設.....	61
(12)医療施設.....	62
(13)その他.....	63

6-2 インフラ施設の管理に関する基本方針	65
(1)道路・橋りょう	65
(2)上下水道	65
巻末資料	67



1. 本計画の位置づけ

1-1 計画策定の背景・計画の目的

1-2 計画の位置づけ

1-3 計画期間

1-4 計画対象の公共施設

1-1 計画改訂の背景・計画の目的

(1) 計画改訂の背景

町では、高度経済成長期の昭和40年代から60年代にかけて、人口増にあわせ学校や地域の集会場などを集中的に整備してきました。

令和4年(2022年)時点で、築後30年を超過する建築系公共施設は、すべての施設の約50%に達します。今後、大規模改修や建替えなどの更新を検討する時期を迎えることとなりますが、すべてを同規模で新たに建替えた場合、その費用は膨大な額になると予測されます。

老朽化が進行しているのは、建築系公共施設だけではありません。日常生活や産業活動等に欠かすことが出来ないインフラ施設についても、建築系公共施設と同様に人口増にあわせて整備してきたことから、老朽化に対する対応を検討する必要があります。

今後、少子高齢化社会の進行などにより、生産年齢人口が減少していく中で、更新時期を迎える建築系公共施設やインフラ施設の維持管理、改修等にかかる費用は、今後の行財政運営における大きな懸念事項の一つです。

国においても、公共施設等の中長期的な維持管理に関する問題や課題を受け、平成25(2013)年に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26(2014)年には、地方公共団体が所有する公共施設等の全体状況を把握し、現況及び将来の見通しを分析するとともに、同計画を踏まえて公共施設等の管理の基本方針を定めるため計画を策定するよう要請されました。また、平成30年2月には、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」の通知が出され、計画の改訂が要請されました。

計画の改訂にあたっては、公共施設を単純更新した場合と、長寿命化対策を反映した場合の更新費用を算出し、その効果額を記載することが求められています。

町では、これらの背景を踏まえて、聖籠町公共施設等総合管理計画(以下、「本計画」という。)を改訂するものです。

(2) 計画の目的

厳しい財政状況下では、原則として新たな建替えは困難ですが、公共施設等は利用者の安全性を確保しながら維持管理を続けていくことが必要です。

したがって、本計画では現状と課題を踏まえた上で、公共施設等の長寿命化や予防保全を基本とした考え方による維持管理に加え、指定管理者制度や PPP/PFI 手法*の検討などの今後の方向性を示し、その総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とします。

※PPP:(パブリック・プライベート・パートナーシップ)

公共と民間が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP と呼びます。PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。PFIは、PPPの代表的な手法の一つです。

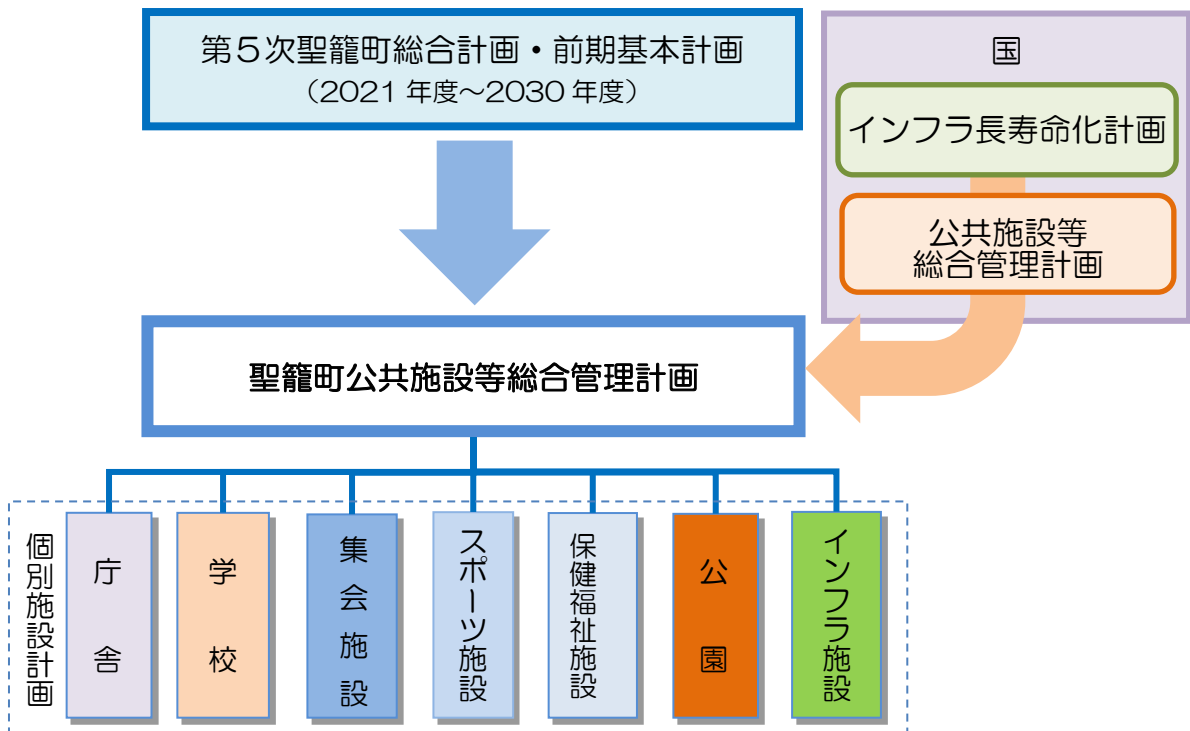
※PFI:(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

資料:特定非営利活動法人・日本PFI・PPP協会より抜粋

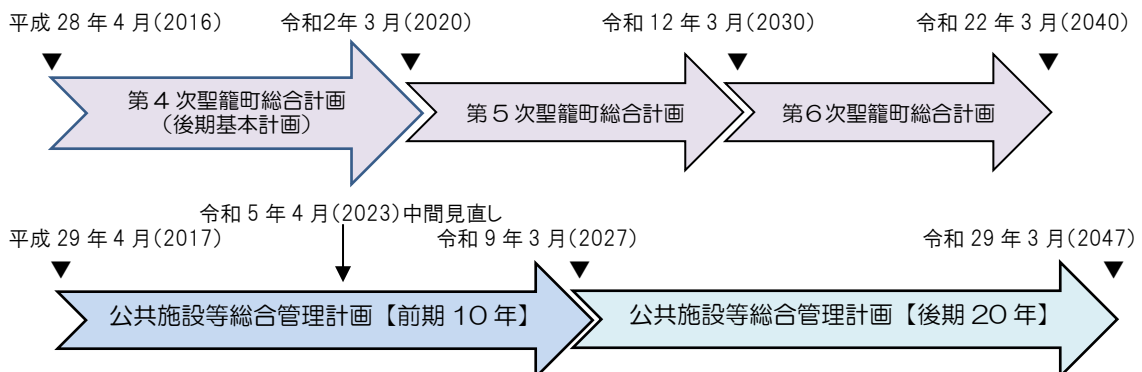
1-2 計画の位置づけ

本計画の策定は、第5次聖籠町総合計画・前期基本計画の施策である効率的・効果的な行財政の運営の中で、「将来を見据えた公共施設の最適化」が示されており、主要事業として掲げられている「公共施設の在り方検討」に沿った計画とします。あわせて、国からの通知・要請等による指針に基づいて策定します。本計画は公共施設等の全体的な方向性を示したものであり、中長期的な維持管理に関する問題や課題については、利用者等の意見聴取に努めつつ、本計画の方針に沿って検討していきます。



1-3 計画期間

本計画の期間は、平成29(2017)年度から令和29(2047)年度までの30年間とします。計画期間を前期10年、後期20年に分けて町を取り巻く社会経済情勢や、法令・国の施策等の推進状況に合わせ柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこととしており、本改訂は、計画期間を前期の中間見直しに当たります。



1-4 計画対象の公共施設

(1) 対象施設

本計画の対象施設は、町が保有する建築系公共施設、道路、橋りょう、上下水道施設とし、次の表に示す施設とします。これらの施設のうち、役場庁舎などの建築系施設を公共施設、道路や橋りょう、上下水道などの施設をインフラ施設と分類します。

○施設分類別対象施設一覧

施設分類(大分類)	中分類	施設名	
公共施設	行政系施設	庁舎	役場庁舎
		消防施設	消防団本部詰所、消防防災格納庫、消防器具置場、中央防災倉庫
		その他行政系施設	倉庫(旧研修会館)
	学校教育系施設	学校	亀代小学校、蓮野小学校、山倉小学校、聖籠中学校
	文化系施設	集会施設	結いハート聖籠(旧聖籠中学校内)、藤寄地区公民館、亀代地区公民館
		文化施設	町民会館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町営次第浜野球場、町営テニスコート、町営聖籠町野球場、藤寄体育館、多目的屋内運動場(亀代地区)、多目的屋内運動場(蓮野地区)、多目的屋内運動場(山倉地区)、多目的屋外運動広場、町観光案内看板2箇所、交流施設(交流館・杜)、網代浜艇庫、海のにぎわい館、海のにぎわい館トイレ
	社会教育系施設	図書館	図書館
		博物館等	蓮のギャラリー、歴史資料展示館いにしえ
	子育て支援施設	幼保・こども園	せいろう幼稚園、ほしぞらこども園、蓮野児童クラブ、山倉児童クラブ、亀代児童クラブ、育ちの家
		幼児・児童施設	亀塚児童館
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	聖籠町高齢者生きがい交流センター、老人福祉センター(聖海荘)
		健康増進施設	聖籠観音の湯ざぶ〜ん館、聖籠観音の湯ざぶ〜ん館宿泊施設
		その他福祉施設	地域交流館 なごみの家、ホットルーム(旧聖籠中学校内)
		保健施設	保健福祉センター
	公営住宅	公営住宅	町営住宅東山団地
	公園	公園	児童遊園、児童広場山倉、位守山史跡公園、あかね公園、弁天渦風致公園、正庵公園、櫻美公園
	医療施設	医療施設	町国民健康保険診療所
	供給処理施設	供給処理施設	亀塚地区排水処理施設、網代浜土改事業ポンプ場、別條地区排水処理施設、八幡地区排水処理施設、榎地区排水処理施設
	産業系施設	産業系施設	さけ・ます孵化施設、聖籠地場物産館、農産物加工センター
その他	その他	旧聖籠中学校、旧亀代中学校(JAPANサッカーカレッジ)、亀代地区屋内ゲートボール場、旧町営浜山球場、正庵地区屋内ゲートボール場、幼稚園バス待合所、旧亀代こども園、旧蓮野こども園、二本松公害監視局、網代浜海水浴場便所、学校給食共同調理場、次第浜海水浴場便所、旧聖籠中学校の一部(結いハート聖籠内)(旧体育館・旧ランチルーム)、諏訪山地区公衆トイレ、パン販売所、旧生ごみ堆肥化施設	
インフラ施設	道路、橋りょう、上下水道(処理場合)		

(2) 調査対象施設の抽出

1) 公有資産台帳による抽出

施設名称、用途名称、構造主体を基に調査対象施設を抽出しました。対象施設は、床面積の規模にかかわらず、維持管理費用が発生する公園内の管理棟、便所等も調査対象としました。

2) 建設年度順・施設大分類による調査対象施設の概要整理

施設名、施設大分類、建設年度、延床面積を建設年度順にとりまとめました。

○調査対象施設の概要一覧(建設年度順)

施設名	施設大分類	建設年度	延床面積 (㎡)
旧聖籠中学校	その他	1963	1,208
ホットルーム(旧聖籠中学校内)	保健・福祉施設	1963	794
結いハート聖籠(旧聖籠中学校内)	文化系施設	1963	3,170
旧亀代中学校 (JAPAN サッカーカレッジ)	その他	1970	5,568
倉庫(旧研修会館)	行政系施設	1971	1,526
藤寄地区公民館	文化系施設	1971	384
亀代地区屋内ゲートボール場※解体予定	その他	1976	187
役場庁舎	行政系施設	1977	4,920
旧町営浜山球場	その他	1977	31
児童遊園	公園	1977	16
亀代小学校	学校教育系施設	1978	6,950
正庵地区屋内ゲートボール場	その他	1978	126
児童広場山倉	公園	1978	2
亀塚地区排水処理施設	供給処理施設	1978	95
消防団本部詰所	行政系施設	1979	114
せいらう幼稚園	子育て支援施設	1979	1,972
亀塚児童館	子育て支援施設	1979	367
聖籠町高齢者生きがい交流センター	保健・福祉施設	1980	101
さけ・ます孵化施設	産業系施設	1981	120
老人福祉センター(聖海荘)	保健・福祉施設	1982	1,190
二本松公害監視局	その他	1983	15
町営次第浜野球場	スポーツ・レクリエーション系施設	1984	20
旧亀代こども園	その他	1984	2,110
位守山史跡公園	公園	1985	10
町営テニス場	スポーツ・レクリエーション系施設	1985	20
消防防災格納庫	行政系施設	1986	304
蓮野小学校	学校教育系施設	1986	6,248
山倉小学校	学校教育系施設	1986	6,501
町営聖籠町野球場	スポーツ・レクリエーション系施設	1986	210

施設名	施設大分類	建設年度	延床面積 (㎡)
網代浜土改事業ポンプ場	供給処理施設	1986	42
消防器具置場	行政系施設	1987	521
旧蓮野こども園	その他	1987	2,018
藤寄体育館	スポーツ・レクリエーション系施設	1988	903
町民会館	文化系施設	1989	12,554
網代浜海水浴場便所	その他	1989	13
学校給食共同調理場	その他	1989	1,157
次第浜海水浴場便所	その他	1991	13
旧聖籠中学校の一部（結いハート聖籠内） （旧体育館・旧ランチルーム）	その他	1991	1,601
保健福祉センター	保健・福祉施設	1993	2,105
町営住宅東山団地	公営住宅	1994	5,470
町国民健康保険診療所	医療施設	1994	669
聖籠地場物産館	産業系施設	1994	984
多目的屋内運動場（亀代地区）	スポーツ・レクリエーション系施設	1995	1,395
ほしぞらこども園	子育て支援施設	1996	1,390
あかね公園	公園	1997	14
多目的屋内運動場（蓮野地区）	スポーツ・レクリエーション系施設	1997	1,395
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館	保健・福祉施設	1998	2,045
多目的屋内運動場（山倉地区）	スポーツ・レクリエーション系施設	1999	1,395
蓮のギャラリー	社会教育系施設	1999	180
聖籠中学校	学校教育系施設	2000	17,331
多目的屋外運動広場	スポーツ・レクリエーション系施設	2001	257
町観光案内看板 2箇所	スポーツ・レクリエーション系施設	2001	93
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館宿泊施設	保健・福祉施設	2002	1,241
交流施設(交流館・杜)	スポーツ・レクリエーション系施設	2002	128
諏訪山地区公衆トイレ	その他	2005	8
櫻美公園	公園	2006	4
地域交流館 なごみの家	保健・福祉施設	2007	238
歴史資料展示館 いにしえ	社会教育系施設	2008	70
網代浜艇庫	スポーツ・レクリエーション系施設	2009	198
農産物加工センター	産業系施設	2010	169
亀代地区公民館	文化系施設	2010	331
旧生ゴミ堆肥化施設	その他	2011	247

施設名	施設大分類	建設年度	延床面積 (㎡)
海のにぎわい館	スポーツ・レクリエーション系施設	2011	438
海のにぎわい館トイレ	スポーツ・レクリエーション系施設	2011	30
パン販売所	その他	2012	63
弁天瀧風致公園	公園	2014	132
図書館	社会教育系施設	2014	2,545
蓮野児童クラブ	子育て支援施設	2014	214
中央防災倉庫	行政系施設	2015	194
山倉児童クラブ	子育て支援施設	2016	214
亀代児童クラブ	子育て支援施設	2017	214
育ちの家	子育て支援施設	2017	240
正庵公園	公園	不明	4
別條地区排水処理施設	供給処理施設	不明	8
八幡地区排水処理施設	供給処理施設	不明	6
榎地区排水処理施設	供給処理施設	不明	6

(3) 調査対象施設の概要

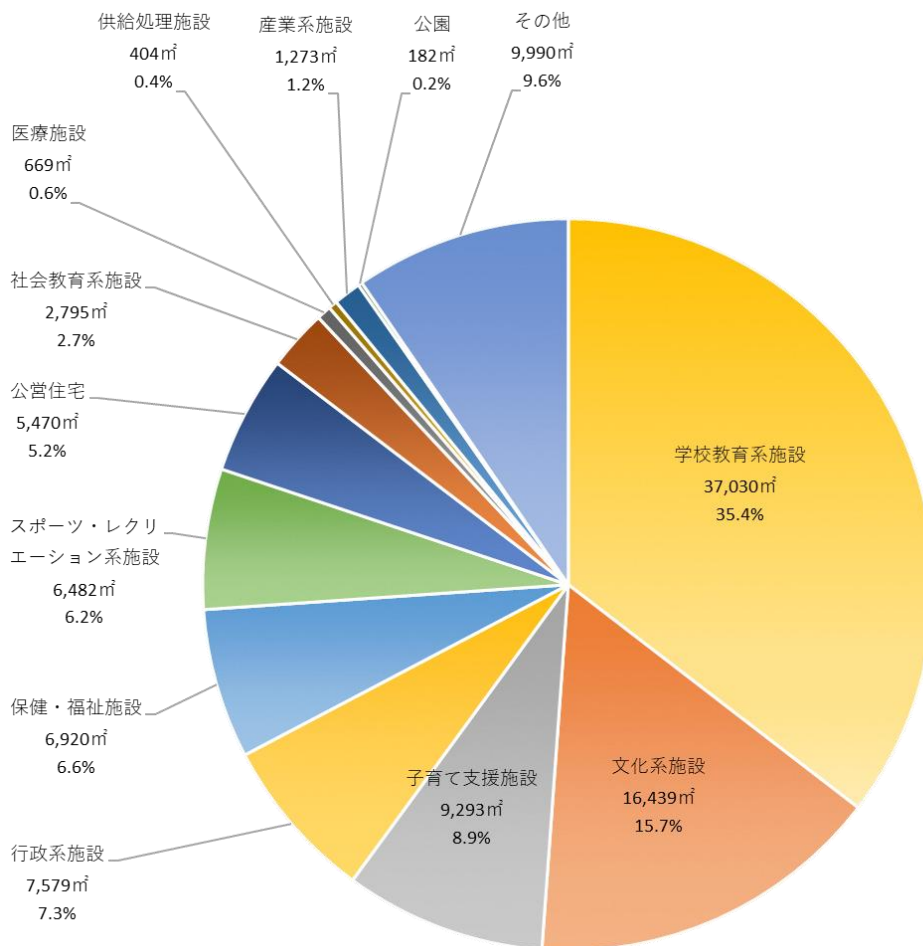
1) 大分類別延床面積について

調査対象施設の総延床面積は104,526㎡となっています。学校教育系施設は、小学校(3校)、中学校(1校)で合わせた延床面積は37,030㎡となり施設全体の約35.4%を占めています。

次いで地域活動に密着した集会所や会館などの文化系施設は16,439㎡で全体の約15.7%となっています。

その他の施設の延床面積は9,990㎡で、全体の約9.6%となっています。

【大分類別延床面積構成グラフ】



2. 町を取り巻く社会的状況

2-1 町の概要

2-2 人口の推移

2-3 財政の状況

2-1 町の概要

(1) 町の概要

聖籠町は、新潟県の海岸地帯の北部に位置しています。また、飯豊連峰に源を発する加治川の下流にあり、穀倉地帯でもあります。町の総面積は37.58k m²で、ほぼ平坦な地域です。東と南は新発田市、西は新潟市に接しています。

令和2年国勢調査人口は、14,259人で、平成27年国勢調査からの人口増加数(219人)並びに、人口増加率(1.6%)で、県内でトップの増減率となっています。昭和55年以降、人口増加傾向が続いています。

町には国道及び県道が幹線道路として機能しており、これを基幹として町道及び農道が網状にネットワークして道路網が構成されています。幹線道路としては、高速自動車国道が1路線、一般国道が2路線、主要地方道が1路線、一般県道が4路線整備されています。

商業については、国道7号新新バイパス蓮野インターチェンジ沿いに出店している大規模小売店によって、町外からの流入消費者が多くなっており、賑わいのある街が形成されています。

本町には、国際貿易の拠点となる新潟東港(=新潟港東港区)を抱え、新潟東港工業地帯を核として大きな発展を遂げています。進出企業は100社を超え、大手企業を中心に生産性の高い企業が立地しています。また、平成14年の日本海東北自動車道の開通によって高速交通体系が整備され、より工業団地としての機能が充実されました。また、新潟東港は、日本海側の総合拠点港として対岸諸国の経済発展を我が国の経済発展に取り込むための中心的な役割を担うとともに、太平洋側港湾のバックアップ機能の強化を図ることが求められていることから、新潟県・新潟市などとの連携のもと、さらなる港湾機能の充実・強化とエネルギー基地としての拠点化に努めています。

また、平成27年3月に改訂された「新潟港港湾計画」では、新潟港(東港区)が大型クルーズ客船の受け入れ基地として位置づけられたことから、クルーズ客船の寄港を通じた町の振興と経済・文化交流の活性化が期待されます。

こうした状況の中、第5次聖籠町総合計画に掲げる基本理念「生まれて良かった 住んで良かった聖籠町」の実現に向け、安心して安全な生活ができる町、心豊かに暮らせる町、希望と活気にあふれる町、多様な文化が育まれる町のまちづくりの目標を達成し、未来に希望をもてる持続可能なまちづくりを進めています。

2-2 人口の推移

(1) 人口及び施設建設の推移

昭和50(1975)年以降の町人口は、令和2(2020)年まで増減数のばらつきはあるものの、着実に増加しています。

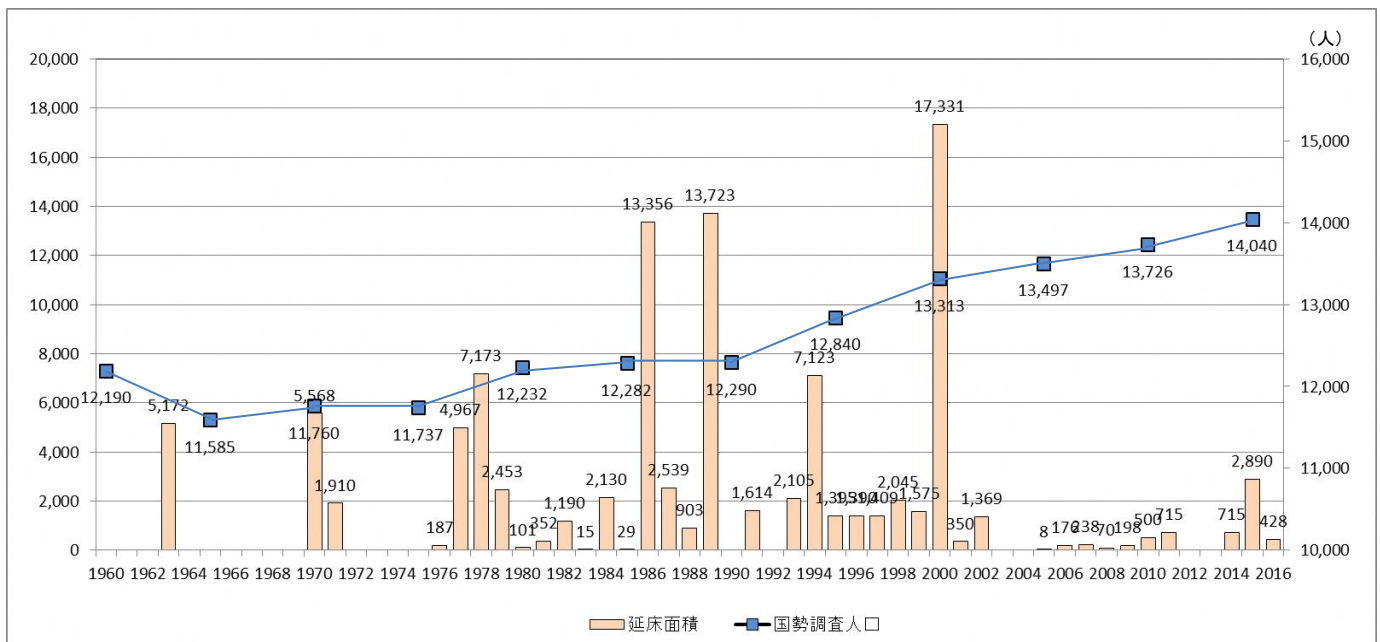
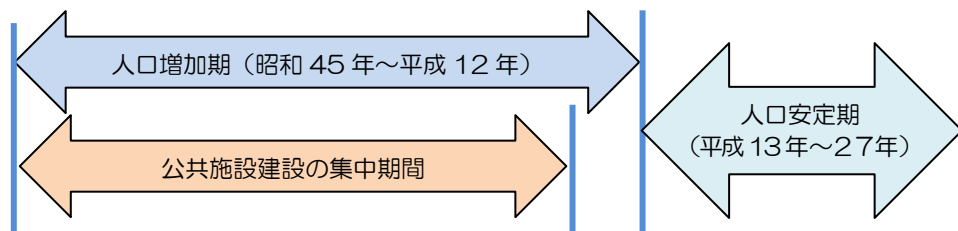
町の総人口推移(国勢調査人口)をみると、昭和50(1975)年から令和2(2020)年まで5年毎の平均で約280人の増加となっています。また、人口増にあわせて公共施設の建設は、昭和45(1970)年から平成12(2000)年をピークに集中しています。

平成13(2001)年から令和2(2020)年までは、小規模な施設の建設にとどまり推移しています。

○人口(国勢調査)の推移

国調調査年	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)
総人口(人)	11,585	11,760	11,737	12,232	12,282	12,290
国調調査年	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口(人)	12,840	13,313	13,497	13,726	14,040	14,259

資料：総務省「国勢調査」



(2) 将来推計人口

1) 第5次聖籠町総合計画

基本構想の「第4章 人口減少対策」において、令和12(2030)年の目標人口を13,846人と設定し、合計特殊出生率が全国よりもかなり高い状況にある現状を維持し、転出超過を抑制し、転入を促進させる取組として、しごとの創出や安全で安心して暮らせる環境づくりを踏まえた、目標人口を達成するため、「Ⅰ しごとづくり」、「Ⅱ 結婚・出産・子育て」、「Ⅲ まちづくり」という3つの目標を設定しています。

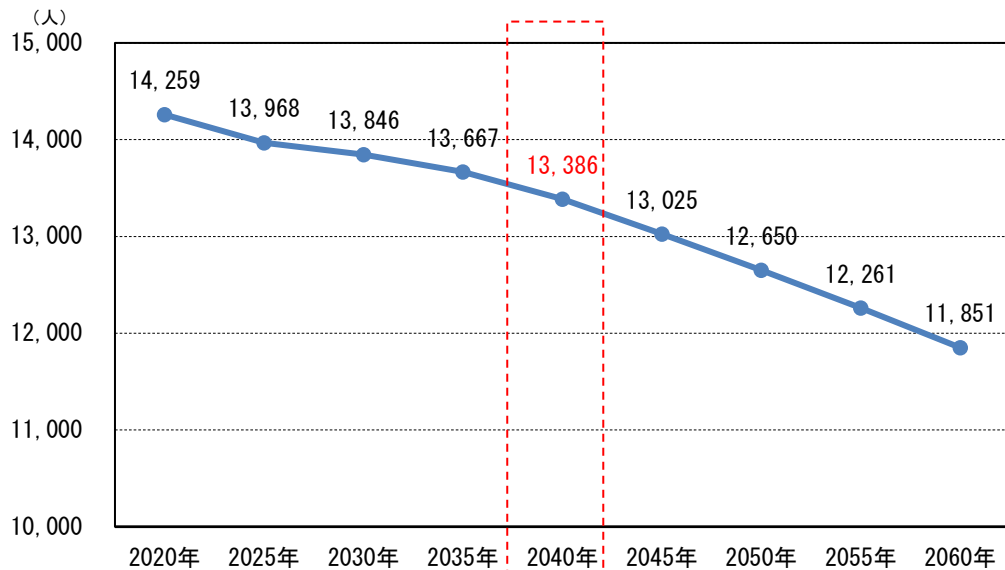
2) 聖籠町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略では、推計期間は、平成27(2015)年度から令和42(2060)年度までとし、令和42(2060)年度の目標人口を11,850人と設定しています。

将来人口推計は、希望出生率(合計特殊出生率)を1.92とし、2010～2015年における人口移動による増減率は、社人研人口推計2010～2015年の国勢調査に基づいた人口移動に基づく推計とされています。

3) 本計画における将来人口推計

本計画の将来人口推計は、平成22(2010)年度から令和2(2020)年度の国勢調査人口(14,259人)の漸増傾向を考慮して、聖籠町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略の令和22(2040)年度推計値(13,386人)を採用します。



【将来人口推計 結果】

区分	国勢調査		推 計 値					
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和42年 (2060)
人口	13,720	14,040	14,259	13,968	13,846	13,667	13,386	11,851

資料: 聖籠町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略

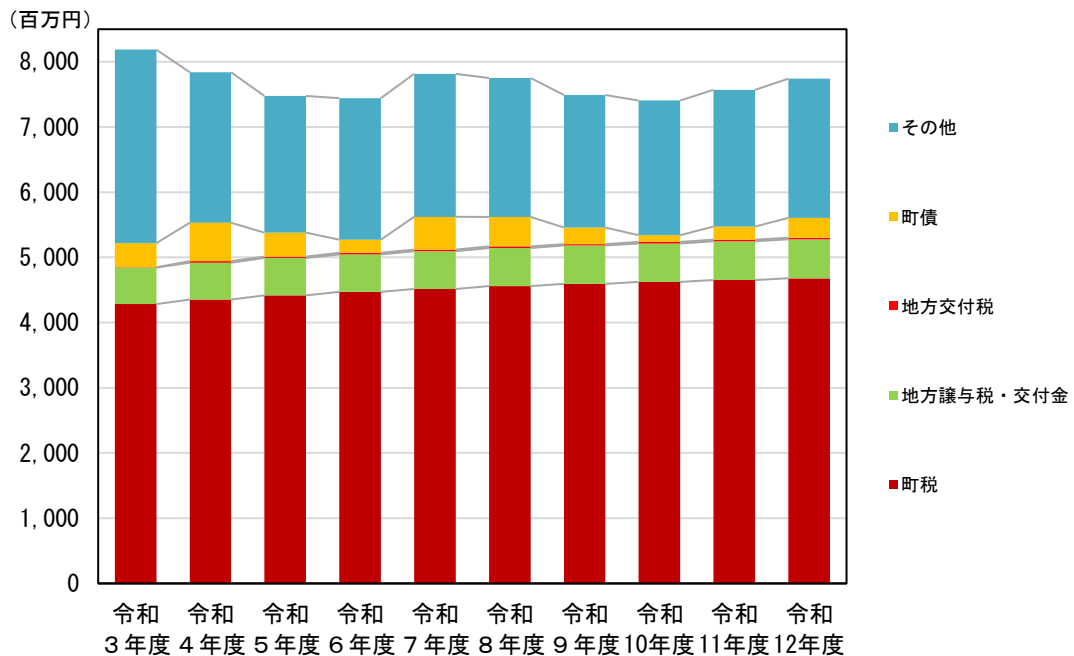
2-3 財政の状況

(1) 歳入の見通し

令和3年9月に策定した聖籠町長期財政計画(令和3年度～令和12年度)では、歳入全体の半分を占める固定資産税収入について、平均して年1.2%の増収を見込んでいます。

また、国における地域自主戦略交付金の創設や、社会保障・税の一体改革の全体像が見通せない中、新型コロナウイルス感染症の対応や相次ぐ激甚災害の発生により、わが国の社会・経済情勢は一段と不透明になっており、町ではより一層効率的な行政経営を行わなければなりません。

【令和3年度より令和12年度までの歳入の見通し】



資料: 聖籠町長期財政計画(令和3年度～令和12年度)

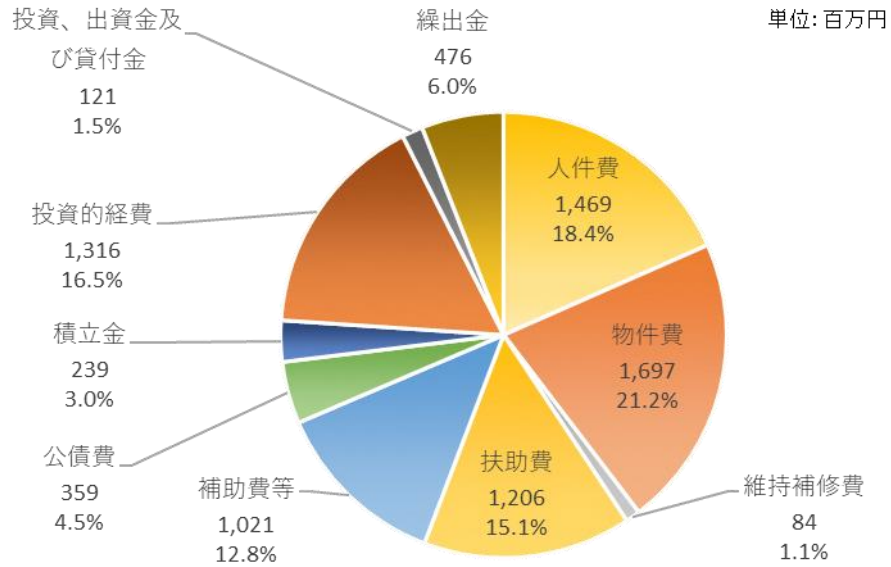
(2) 歳出の状況

町の歳出を見ると、補助交付金の決算額は類似団体と比較しても多くなっています。

令和3年度における、補助金の財源となる歳入のうち6割以上が町税(一般財源)に依存しており、いわゆる特定財源とよばれる国・県支出金の割合は2割以下にとどまっています。

また、運営費補助の事業費補助への転換をいっそう進めることが求められているほか、事業の内容・手続に関しても精査し、真に町民の利益となる補助事業に資源を集中させなければなりません。

【令和3年度一般会計歳出決算額に占める性質別経費の割合】



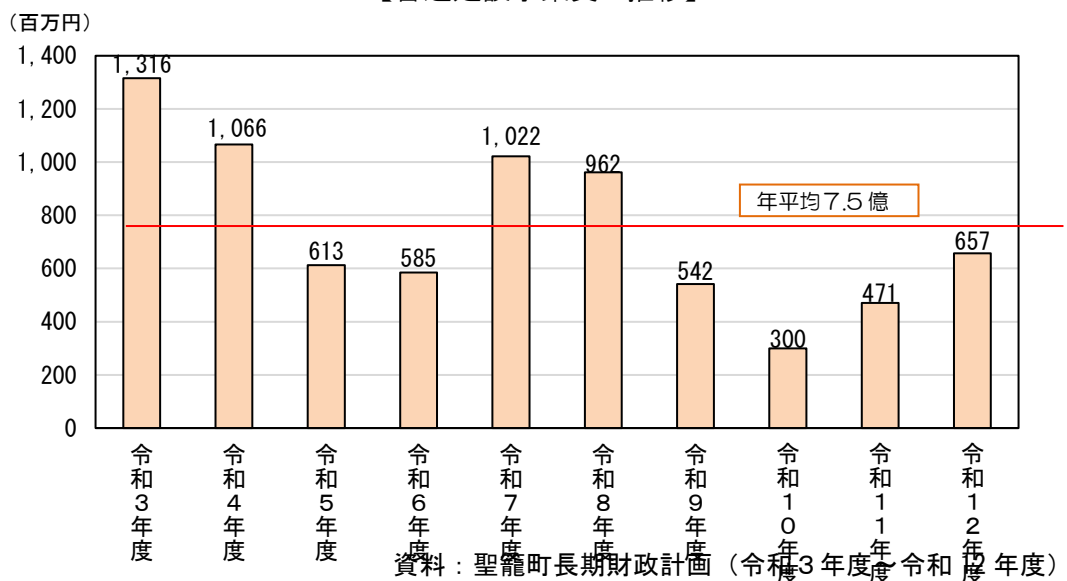
資料: 聖籠町長期財政計画(令和3年度～令和12年度)

(3) 普通建設事業費の推移予測

社会資本を形成する普通建設事業費は、公共施設の大規模改修やインフラ施設の維持管理にとって重要な事業費といえます。県負担金を除く普通建設事業費の推計結果の経年比較を見ると令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間において、年平均7.5億円前後で推移しています。

今後の見通しとしては、公共施設等の大規模改修事業やインフラ施設の長寿命化などに伴う普通建設事業費の増加が予想される中で、投資的経費については、可能な限り平準化に努めていく必要があります。

【普通建設事業費の推移】



資料: 聖籠町長期財政計画 (令和3年度～令和12年度)

3. 公共施設等の現状と課題

3-1 建築系公共施設

3-2 インフラ施設

3-1 建築系公共施設

(1) 延床面積、建築年から見た現状と課題

町の公共施設等の総延床面積は104,526㎡、人口一人当たりの延床面積は7.86㎡/人で、全国平均の3.42㎡/人の約2.1倍の値となっています。(巻末資料参照)

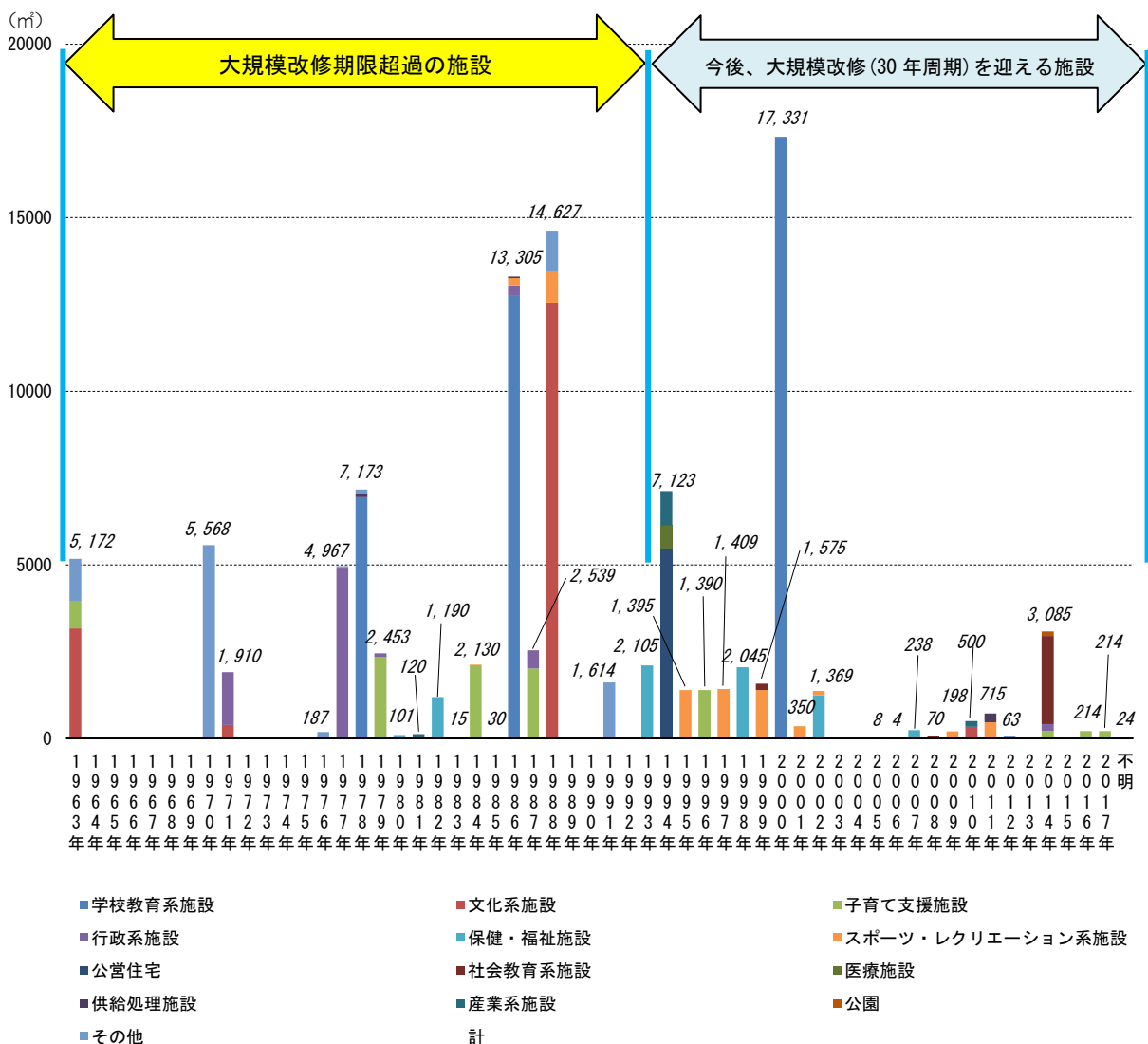
類似団体との整備水準比較では、平均的な水準にあります。(巻末資料参照)

人口増加時期の1960年代から1990年代初頭に建築された公共施設は、大規模改修期限(築後30年周期)を超過し、該当する公共施設の床面積は65,206㎡となり全体の62.4%に達しています。

また、平成5(1993)年以降に建築された公共施設は、令和5(2024)年以降、順次大規模改修期限を迎えます。

今後、大規模改修期限を超過している公共施設に対する、大規模改修や長寿命化等に要する財源確保が課題となっています。

【公共施設整備の現状】



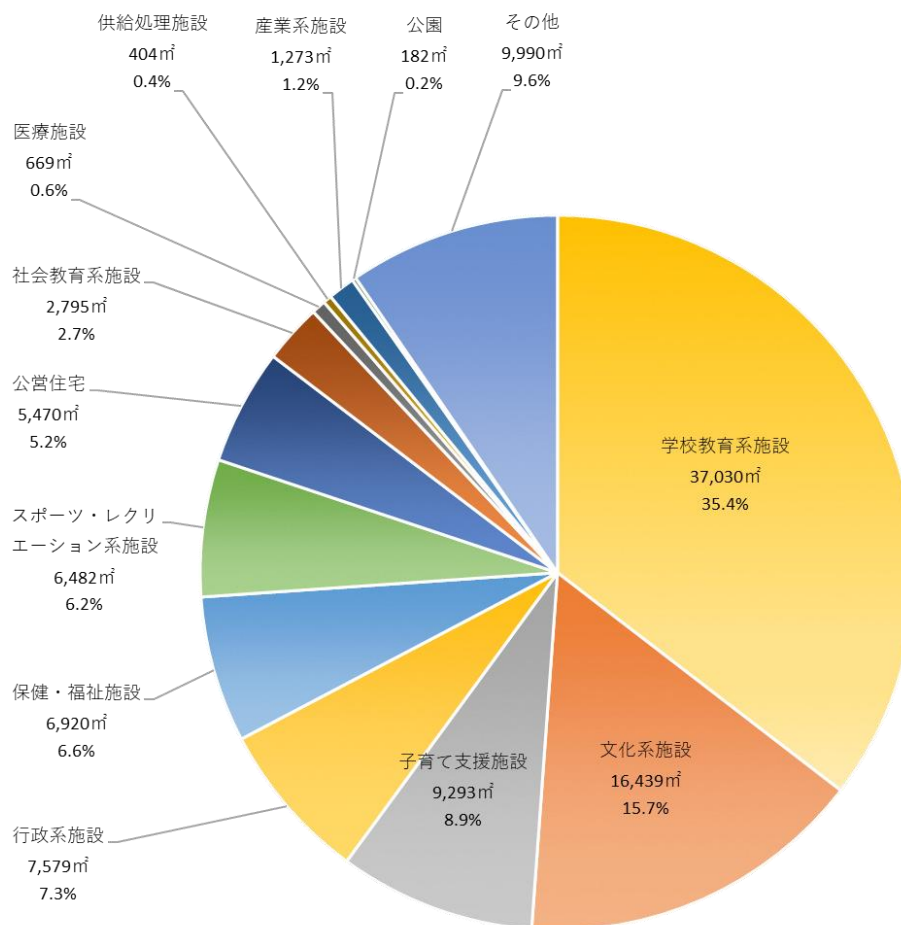
(2) 建物用途別延床面積の現状と課題

建物用途別(大分類別)の延床面積をみると小学校(3校)、中学校(1校)の学校教育系施設の延床面積は、37,030㎡で全体の35.4%を占めています。次いで地域活動に密着した集会所や会館などの文化系施設は、16,439㎡で全体の15.7%を占めています。

その他、他の分類に属さない施設の面積は、9,990㎡で全体の約9.6%を占めています。

また、その他の施設の中には、老朽化が進行しているものもあり、一部の施設については解体や撤去等を検討しています。

【大分類別延床面積構成グラフ】



(4) 公共施設保有総量(建物)及び有形固定資産減価償却率の推移

年度	公共施設保有総量	有形固定資産減価償却率
平成29年度	111,041 m ²	75.6%
平成30年度	111,444 m ²	77.3%
令和 元年度	111,411 m ²	78.1%
令和 2年度	111,401 m ²	78.8%

※有形固定資産減価償却率:町が保有する施設等が耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産の経年の程度を把握することができます。(割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断されます。)

(5) 過去に行った取組の実績

本計画の改訂にあたり、過去に行った総合管理計画による推計及び個別施設計画に基づく対策の実績として、前期計画以降における、公共施設の長寿命化対策や統廃合の実績を以下に示します。

解体・撤去、 民営化、譲渡 及び用途転換	<ul style="list-style-type: none"> ■旧国保診療所医師住宅 ※売却 ■旧臨海西公園 ※売却 ■亀代地区屋内ゲートボール場 ※解体予定 ■幼稚園バス待合所 ※撤去又は譲渡予定 ■旧亀代こども園 ※別用途へ転用検討中 ■旧蓮野こども園 ※別用途へ転用検討中
長寿命化対策 等	<ul style="list-style-type: none"> ■庁舎高架水槽入替工事【H30】 ■庁舎議場屋上防水改修工事【H30】 ■学校給食調理場換気設備改修工事【H30】 ■学校給食調理場外壁改修工事【H30】 ■蓮野小学校屋上防水改修工事【H30】 ■庁舎屋上防水改修工事【R1】 ■庁舎エレベーターリニューアル工事【R2】 ■庁舎 1 階発電機入替工事【R2】 ■亀代小学校屋内運動場金属製建具改修工事【R2】 ■亀代小学校トイレ改修工事【R2】 ■山倉小学校トイレ改修工事【R2】 ■蓮野小学校トイレ改修工事【R2】 ■聖籠中学校冷暖房機更新工事【R3】 ■亀代小学校校舎部金属製建具改修工事【R3】 ■ざぶーん館宿泊棟空調設備改修工事【R4】 ■聖海荘屋根等改修工事【R4】

(6) 現地調査から見た現状と課題

1) 調査対象施設

今回の計画対象施設の79施設を対象として以下の7項目について、現地調査を実施しました。

2) 調査項目

調査項目	調査項目の評価内容
1 外壁のクラックについて	① 出入口や窓周辺にクラックが見られる。 ② 梁部・柱部などの構造的なクラックが見られる。 ③ クラックは、見られない。
2 窓枠等について	① 窓枠のゆがみ等が見られる。 ② 雨だれ等が目立つ。 ③ 目立った異常は、見られない。
3 基礎部の沈下等について	① 沈下による基礎部の一部破損等が見られる。 ② 構造的なクラックが見られる。 ③ 目立った異常は、見られない。
4 建物の老朽化について	① 老朽化の進行が施設全体に散見される。 ② 破損・要修繕箇所が多くみられる。 ③ 老朽化の進行は、見られない。
5 外構の状態について	① 破損箇所が多く見られる。 ② 手入れが行届いていない。 ③ 目立った破損状態は、見られない。
6 出入口等の段差処理について	① 未実施の状態にある。 ② 実施済であるが、改善が必要。 ③ 実施済である。
7 その他	特徴的な状態の特記事項など

3) 調査写真の一部

■ 腰壁・土台部の構造クラック箇所



■ 柱・梁部の構造クラック補修箇所



4) 建物大分類別に見た考察・課題

①行政系施設

消防団詰所、倉庫等については、建物全体の老朽化の進行が見られるとともに、構造的なクラックが多く見受けられる。

②学校教育系施設

小学校については、壁・梁部に構造的なクラックや外装塗装の損傷箇所が見受けられるが、すべて耐震改修済または、新耐震設計基準での建設となっている。

③文化系施設

外壁や基礎部に構造的なクラックが見受けられる。あわせて外装塗装の劣化等、施設全体の老朽化の進行が見受けられる。

④スポーツ・レクリエーション系施設

平成以降の建築物が大半を占めている。町営聖籠町野球場については、壁や階段部に構造的なクラックが多く見受けられる。あわせて外装塗装の劣化等、施設全体の老朽化の進行が見受けられる。

⑤社会教育系施設

歴史資料展示館、図書館は、経過年数が浅く建物全体の老朽化は見受けられない。

⑥子育て支援施設

一部のこども園については、構造的なクラックや外装塗装の劣化等、施設全体の老朽化の進行が見受けられる。

⑦保健・福祉施設

施設により、構造的なクラックが見受けられ、あわせて老朽化の進行が見受けられる。

⑧公営住宅

すべての住宅棟について、老朽化の進行は見受けられない。

⑨公園(便所等)

建設年度の古い便所は、老朽化の進行が見受けられるとともに段差処理が実施されていない。近年建設された便所は、室内が清潔に維持され、あわせて出入り口はバリアフリー対応となっている。

⑩供給処理施設

滅菌棟が多く、経過年数により建物全体の老朽化の進行が見受けられる。

⑪産業系施設

さけ・ます孵化施設については、施設全体が老朽化している。

⑫その他

バス待合所の施設は、地域の方が日常的に利用しており、手入れは行き届いている状況にある。

3-2 インフラ施設

(1) 道路・橋りょうの現況と課題

1) 道路

町の道路網は、国道及び県道が幹線道路として機能しており、これを基幹として町道及び農道がネットワーク状に構成されています。

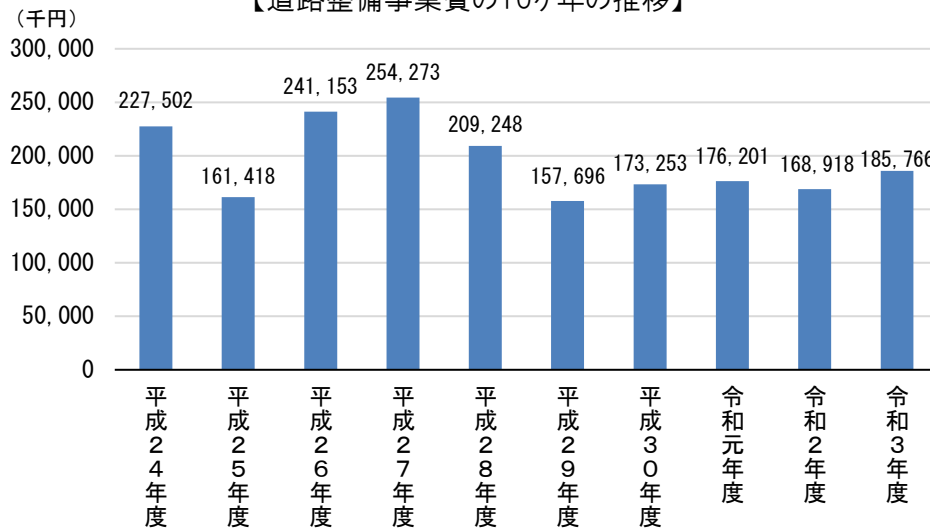
幹線道路としては、高速自動車国道が1路線、一般国道が2路線、主要地方道が1路線、一般県道が4路線整備されています。

○道路の整備状況

種別	路線名称	延長(Km)	改良済延長(Km)	改良率(%)
高速自動車国道	日本海東北自動車道	3.5	3.5	100.0
一般国道	国道7号	5.8	5.8	100.0
	国道113号	10.9	10.9	100.0
主要地方道	新潟新発田村上線	4.8	4.8	100.0
一般県道	新潟東港線	1.3	1.3	100.0
	島見新発田線	1.9	1.5	78.9
	網代浜新発田線	6.4	6.0	93.8
	次第浜新発田線	2.3	2.2	95.7
町道		183.8	142.1	77.3
農道		5.7	4.4	77.2
合計		226.4	182.5	80.6

※出典：聖籠町都市計画マスタープラン

【道路整備事業費の10ヶ年の推移】



2) 橋りょう

町内には、平成23年度現在で91橋の道路橋を管理しており、平成23年度に全橋の修繕計画を策定しました。計画策定の対象橋りょう91橋は1980～90年代に多くが建設され、現在50年以上経過した高齢化橋りょうが14%、20年後には25%となり橋りょうの高齢化が徐々に進行しています。建設後20年を越える橋りょうもあり、安全点検や維持・修繕による長寿命化に向けた整備補修等が課題となっています。

(2) 上下水道の現況と課題

1) 上水道

町の上水道普及率は、令和2年3月31日現在、計画給水人口14,600人、現在給水人口13,804人で99.2%となっており、県全体の99.6%をやや下回る割合となっています。

※出典：新潟県の水道

2) 下水道

町の水洗化率は、平成28年度末現在、86.7%に留まっており、県平均の87.6%に対して低い水洗化率となっています。公共下水道区域の全体面積は、町の区域1,412.5haに対して、1,322ha(公共下水道1,158ha、特定環境保全公共下水道164ha)と約93.6%を占めており、処理人口は、14,155人(公共下水道9,235人、特定環境保全公共下水道4,920人)となっています。

平成26年3月現在、町にストックされた施設は、管渠延長は公共下水道106km(汚水管103km、雨水管3km)、特定環境保全公共下水道47km(汚水管47km)となっており、これらの施設についてはその耐用年数の到来とともに更新が発生します。

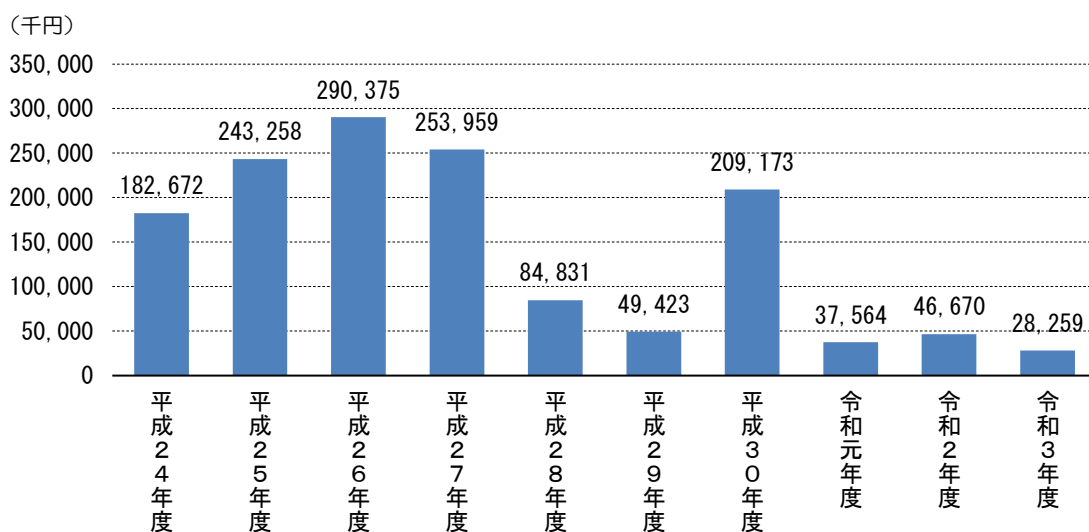
※出典：聖籠町下水道事業経営戦略(平成30年度～平成40年度)

3) 上下水道施設事業費の推移

町の下水道事業費は、平成18年度及び19年度をピークに減少傾向を続け、平成25年度以降は、ほぼ横ばい傾向にあります。今後も大規模な新規整備は見込まれておらず、令和4年を計画期間とする聖籠町下水道事業経営戦略においては、公共污水ます等の設置が主な内容として、年間約750万円の事業費が見込まれています。

一方、水道事業費は、漸増・漸減傾向を続け、平成25年度以降は、ほぼ横ばい傾向にあります。

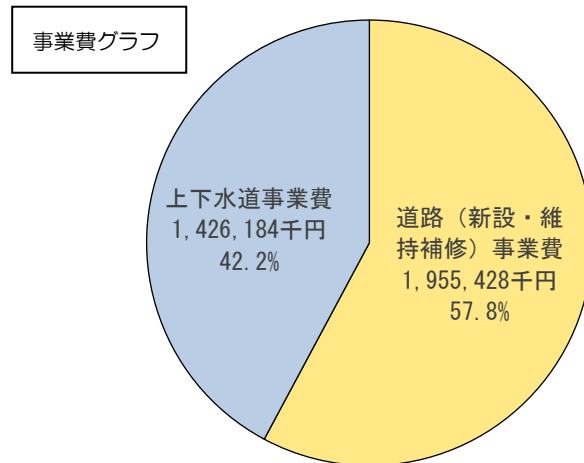
【平成24(2012)年度から令和3年(2021)年度まで下水道事業費の推移】



※出典：上下水道課資料

(3) インフラ施設別のインフラ施設建設事業費

平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のインフラ部門別事業費の年平均は、道路部門が約2億円、上下水道部門が約1.4億円となっています。



○道路(新設・維持補修)事業費の推移(千円)

年度	事業費 (千円)
平成 24 年度	227,502
平成 25 年度	161,418
平成 26 年度	241,153
平成 27 年度	254,273
平成 28 年度	209,248
平成 29 年度	157,696
平成 30 年度	173,253
令和元年度	176,201
令和 2 年度	168,918
令和 3 年度	185,766
合計	1,955,428

○上下水道事業費の推移(千円)

年度	事業費 (千円)
平成 24 年度	182,672
平成 25 年度	243,258
平成 26 年度	290,375
平成 27 年度	253,959
平成 28 年度	84,831
平成 29 年度	49,423
平成 30 年度	209,173
令和元年度	37,564
令和 2 年度	46,670
令和 3 年度	28,259
合計	1,426,184

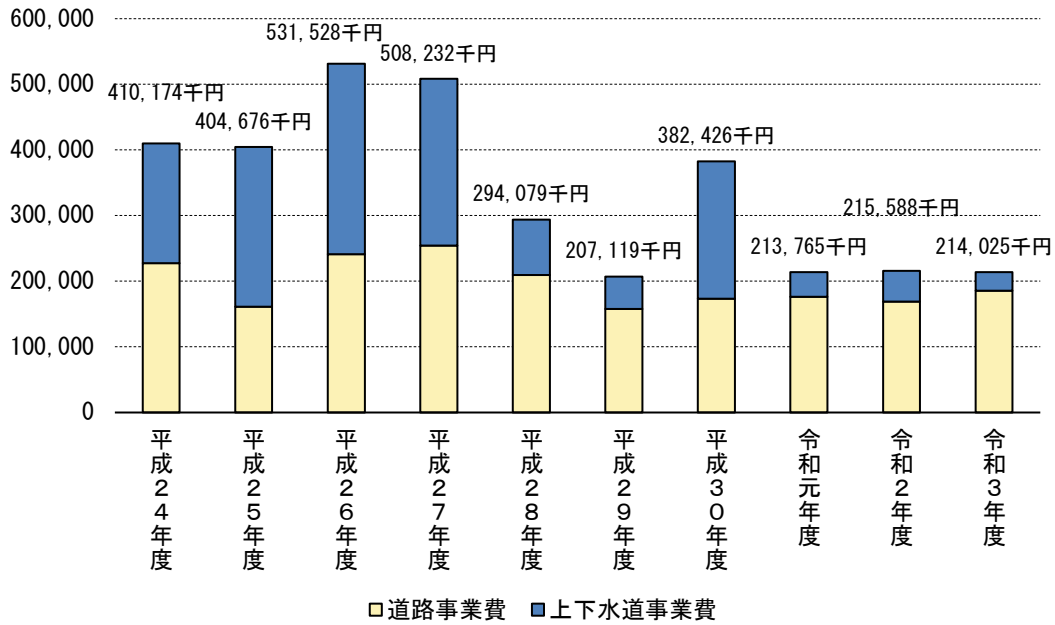
上下水道施設事業費

(4) 建設年次別・インフラ施設建設事業費の推移

平成26(2014)年度をピークとして、各年度の事業費は、下記のグラフのように推移しています。10年間の年間平均事業費は、約6.1億円/年となっています。

部門別にみると道路部門は、前述のとおり約2億円/年前後で推移しています。また、上下水道部門は、平成24年以降の平均では、約1.4億円/年となっています。

【インフラ施設事業費総計グラフ】



4. 中長期的な施設の更新費用の推計

4-1 建築系公共施設

4-2 インフラ施設

4-3 個別施設計画を踏まえた更新経費の見込み

4-1 建築系公共施設

(1) 施設整備基準

1) 目標使用年数の設定

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数表によると、用途別に鉄筋コンクリート造で 50 年、鉄骨造で 38 年程度となっていますが、建物の長寿命化を図り、目標使用年数を次のように設定します。

【建築物全体の望ましい目標耐用年数の級】

用途	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
	高品質 の場合	普通の品質 の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
			高品質 の場合	普通の品質 の場合			
学校・官庁	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y60 以上
住宅・事務所・病院	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y40 以上
店舗・旅館・ホテル	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y40 以上
工場	Y40 以上	Y25 以上	Y40 以上	Y25 以上	Y25 以上	Y25 以上	Y25 以上

出典：建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)

目標使用年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)を参考にすると、鉄筋コンクリート造では、躯体コンクリートの中性化の進行具合により、鉄骨造では、躯体の鋼材の腐食の進行具合によって、50～80 年の幅があります。

【目標耐用年数の級の区分の例】

級	目標耐用年数		
	代表値	範囲	下限値
Y150	150 年	120～200 年	120 年
Y100	100 年	80～100 年	80 年
Y60	60 年	50～80 年	50 年
Y40	40 年	30～50 年	30 年
Y25	25 年	20～30 年	20 年

出典：建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)

そこで、点検を定期に実施し、長寿命化が可能と判断する施設については、目標使用年数を 80 年に設定します。

なお、通常の耐用年数の使用年限は最大 60 年と設定し、今後の公共施設管理を行うこととします。

こうした、設定年数の基で、大規模改造及び長寿命化改修工事の目安を以下のように設定し、公共施設の維持保全を図ります。

【大規模改造、長寿命化改修及び改築(新築)の周期設定表】

工事種		耐用年数	大規模改造	長寿命化改修	解体・改築
施設種別 通常耐用 の施設	非木造	60年	25年	—	61年以降
	木造	40年	20年	—	41年以降
長寿命化施設		80年	20年、60年	40年	81年以降

2) 建物用途別の更新費用の推計

建物用途別の更新費用は、次のような考え方にに基づき、更新費用を設定します。

【更新費用】

施設改築(新築)費(A) = 既存施設面積 × 改築(新築)単価

大規模改造※1 費(B) = 施設改築(新築)単価 A × 25% × 施設面積

長寿命化改修※2 費(C) = 施設改築(新築)単価 A × 60% × 施設面積

建物解体単価(D) = 2.5 万円/m²

※1 建築基準法上の大規模修繕とは一の主要構造部の過半を『同じ材料』で以前と同じように復旧する事(建築基準法第2条第十四号)で、大規模の模様替とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。(建築基準法第2条第十五号)と定義されていることから、改修又は改造の内容が確定していない大規模な改修・修繕工事を本計画では「大規模改造」という表現で定義し、前述する基準法の既定の両者に該当する工事を設定します。

※2 長寿命化改修とは、単に物理的な不具合を直すのみでなく、建物の機能や性能を現在の施設が求められている水準まで引き上げること、また、構造体の耐久性向上やライフラインの健全化を図ることを言います。

【大規模改造、長寿命化改修及び改築(新築)の費用計上周期表】

更新費用		築年数	新築	20年目	40年目	60年目	80年目
通常施設	非木造		A	B	—	D及びA	B
	木造		A	B	D及びA	B	D及びA
長寿命化施設			A	B	C	B	D及びA

【施設大分類毎の大規模改造更新費用(単価)】

施設大分類	大規模改造設定単価 ※学校改築単価を基に現行計画と単価比率により改築単価を設定
行政系施設	12 万円/m ²
学校教育系施設	8 万円/m ²
文化系施設	12 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	10 万円/m ²
社会教育系施設	12 万円/m ²
子育て支援施設	8 万円/m ²
保健・福祉施設	10 万円/m ²
公営住宅	8 万円/m ²
公園	8 万円/m ²
供給処理施設	10 万円/m ²
産業系施設	12 万円/m ²
その他	10 万円/m ²

【施設大分類毎の長寿命改修更新費用(単価)】

施設大分類	長寿命改修設定単価 ※学校改築単価を基に現行計画と単価比率により改築単価を設定
行政系施設	29 万円/m ²
学校教育系施設	20 万円/m ²
文化系施設	29 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	24 万円/m ²
社会教育系施設	29 万円/m ²
子育て支援施設	19 万円/m ²
保健・福祉施設	24 万円/m ²
公営住宅	19 万円/m ²
公園	19 万円/m ²
供給処理施設	24 万円/m ²
産業系施設	29 万円/m ²
その他	24 万円/m ²

【施設大分類毎の改築更新費用(単価)】

施設大分類	改築単価 ※学校改築単価を基に現行計画と 単価比率により改築単価を設定
行政系施設	48 万円/㎡
学校教育系施設	33 万円/㎡
文化系施設	48 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	40 万円/㎡
社会教育系施設	48 万円/㎡
子育て支援施設	32 万円/㎡
保健・福祉施設	40 万円/㎡
公営住宅	32 万円/㎡
公園	32 万円/㎡
供給処理施設	40 万円/㎡
産業系施設	48 万円/㎡
その他	40 万円/㎡

【解体・処分費用(単価)】

施設大分類	解体コストの設定 「建築物のライフサイクルコスト第2版」国土交通省 大臣官房営繕課による試算値を基に設定
解体コスト	2.5 万円/㎡
廃棄処分コスト	2 万円/㎡
計	4.5 万円/㎡

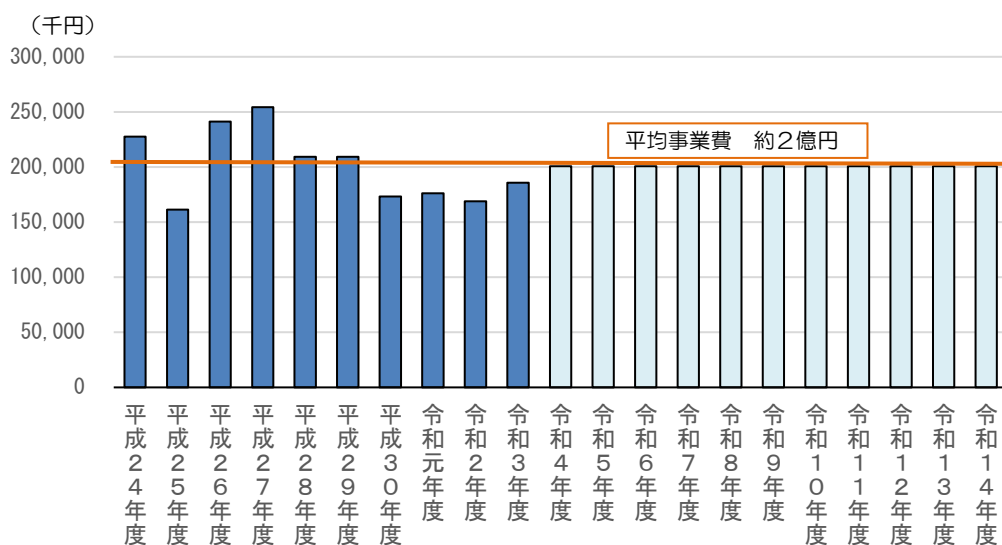
4-2 インフラ施設

(1) インフラ施設別の更新費用の推計

1) 道路部門の推計

今後とも、道路改良事業や補修維持管理事業などを現状規模のまま継続的に進めていくものと想定し、令和5(2022)年度より令和14(2032)年度までの10年間の年平均事業費に消雪パイプ保守費用を加算し、必要な更新費用として算定しました。今後の年間更新費用は、約2億円と推計されます。

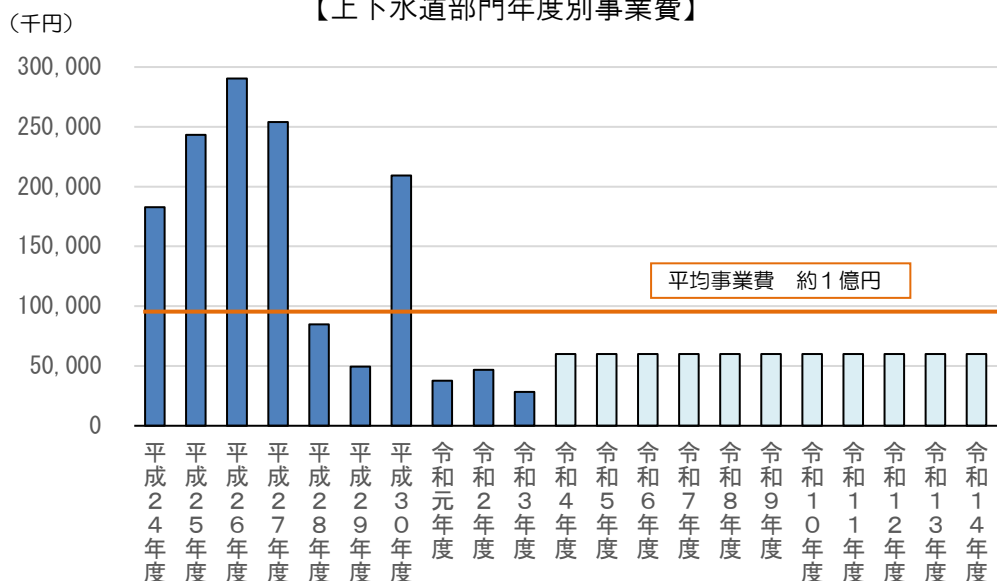
【道路部門年度別事業費】



2) 上下水道部門の推計

平成21(2009)年度において、下水道整備がほぼ完了していることから、令和5(2022)年度より令和14(2032)年度までの10年間の年平均事業費を必要な更新費用として算定しました。今後の年間更新費用は、約1億円/年と推計されます。

【上下水道部門年度別事業費】

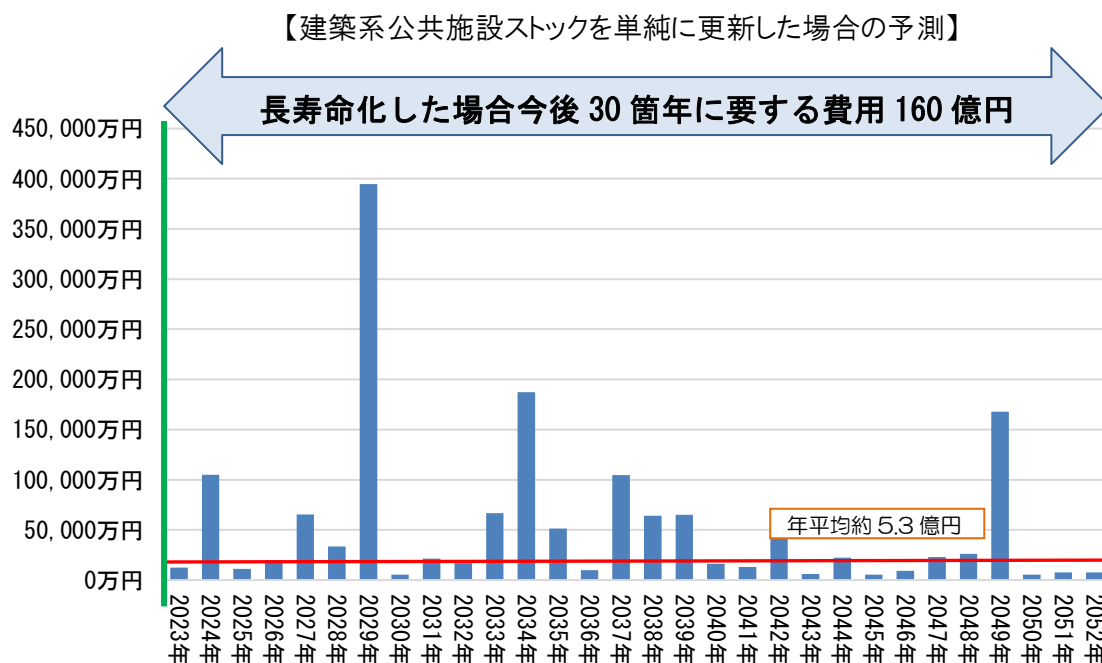


資料: 聖籠町上下水道課

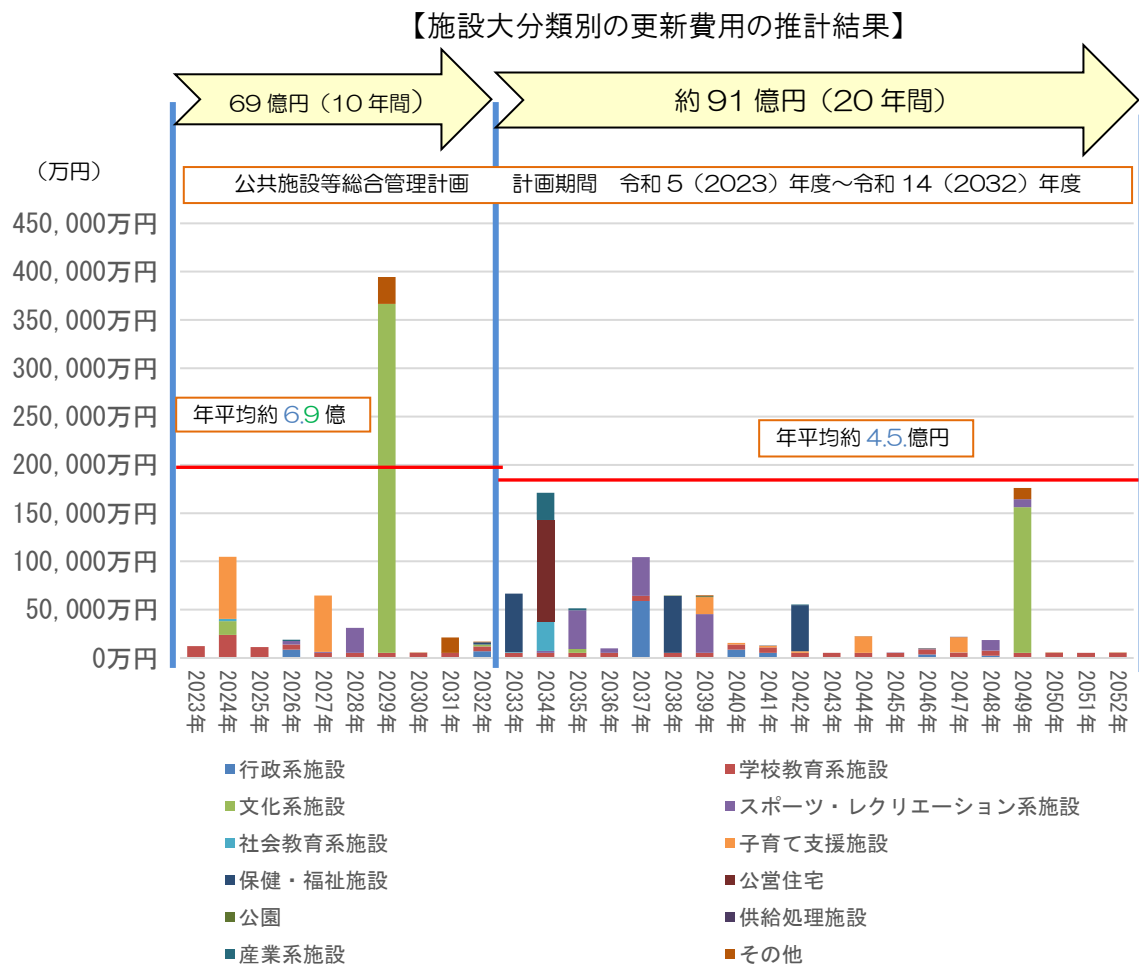
4-3 長寿命化対策を反映した更新経費の見込み

(1) 建築系公共施設

本町の保有する公共施設について、現状の施設の更新費用を総務省が示した基準で試算した場合、今後30年間で194億円(約6.5億円/年)の費用が必要となりますが、長寿命化更新を行った場合には、約160億円(約5.3億円/年)になると試算され、約34億円(約1.2億円/年)の経費の縮減効果が得られることになります。



本町の保有する公共施設について、長寿命化対策を反映した場合の更新費用で試算すると、令和5(2023)年度を初年度とする前期10年間の更新費用は約69億円、年平均は6.9億円/年となります。同様に後期20年間で試算すると、更新費用は約91億円となり、年平均は約4.5億円/年となります。



- ・2024年度は、旧亀代こども園の長寿命化改修が見込まれるため更新費用が高くなっています。
- ・2029年度は、町民会館の長寿命化改修が見込まれるため更新費用が高くなっています。
- ・2034年度は、町営住宅東山団地、町国保診療所の長寿命化改修が見込まれるため更新費用が高くなっています。
- ・2049年度は、町民会館、学校給食共同調理場の大規模改造が見込まれるため更新費用が高くなっています。

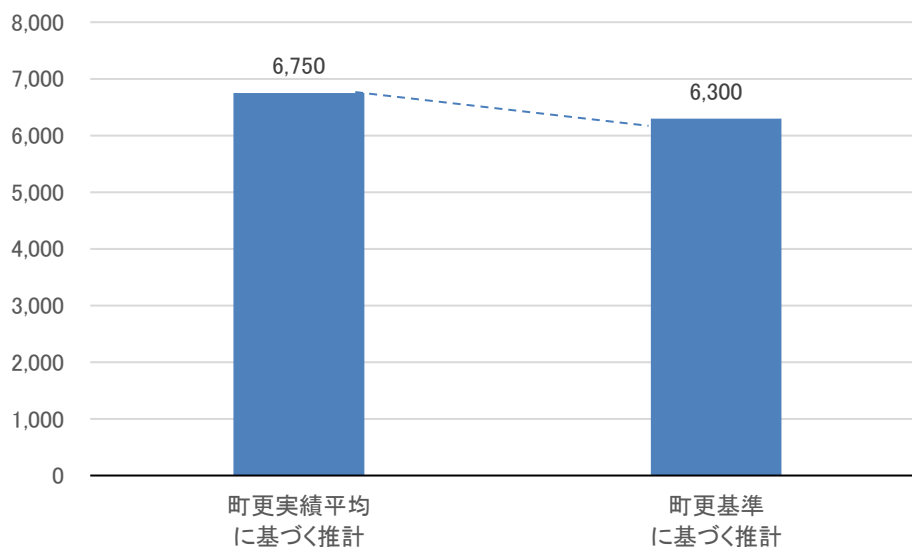
上記の更新費用の算定は、あくまで前述した改修周期に基づき算定したものであり、実際の改修工事の実施については、施設の利用状況など個別に施設の必要性などを検討していきます。

(2) インフラ施設別

1) 道路部門の推計

現状の更新費用が継続した場合、今後30年間で約67.5億円(約2.3億円/年)ですが、道路舗装等の更新費用は、本町が目指す維持管理の方法試算した更新費用約63億円(約2.1億円/年)をもとに、今後の推計を行いました。この結果、約4.5億円(約0.2億円/年)縮減される見込みです。

【町更基準に基づく取組実施による効果】



【前計画策定以降の更新費用の推移】

年度	工事費 (新設)	工事費 (消雪パイプ)	更新費合計
R3	106,444 千円	38,733 千円	145,177 千円
R2	101,343 千円	37,476 千円	138,819 千円
R1	89,434 千円	68,189 千円	157,623 千円
H30	99,791 千円	31,814 千円	131,604 千円
H29	90,289 千円	20,088 千円	110,377 千円
H28	48,970 千円	80,978 千円	129,948 千円
計	536,271 千円	277,278 千円	813,548 千円
平均	89,379 千円/年	46,213 千円/年	135,591 千円/年
30 箇年費用推計	2,681,355 千円	1,386,390 千円	4,067,740 千円

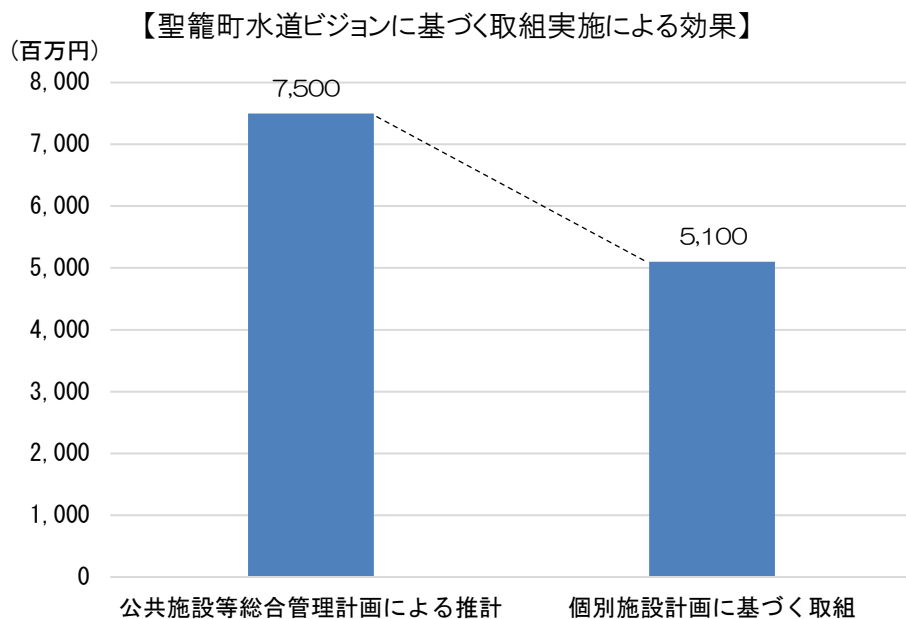
【更新費用推計のための条件設定】

総務省基準(年)	町更新基準(年)	更新単価(円/㎡)
15	20	4,700

※舗装の更新年数の総務省基準は 15 年、新潟県舗装マニュアルでは 20 年とされているため、町の更新基準は、新潟県マニュアルに従った更新年数により推計します。

2) 上下水道部門の推計

企業会計である上水道については、個別施設計画として「聖籠町水道事業ビジョン」が策定されているため、それに基づく計画に沿って、施設の長寿命化を図ればコスト縮減が図られます。同ビジョンによれば、全国のアセットマネジメントの実施実績等を踏まえ、本町水道事業独自の更新基準年数として実耐用年数を設定し、更新費用を算定しています。なお、下水道については供用開始が平成12(2002)年と最近のため計画期間中に耐用年数を迎える施設がないものとして、上水道のみでの推計とします。聖籠町水道ビジョンに基づく試算によると、法定耐用年数のおりに更新する場合、今後30年間で102億円(約3.4億円/年)ですが、実耐用年数(平準化)により更新する場合で試算すると、約50億円(約1.7億円/年)となり、約52億円(約1.7億円/年)縮減される見込みです。



【町水道事業の実耐用年数(管路)】

管種	法定耐用年数(年)	町更新基準(年)
鋳鉄管	40	40
ダクタイル鋳鉄管		80
鋼管(溶接継手)		70
鋼管(溶接継手以外)		40
硬質塩化ビニル管(RR 継手)		50
硬質塩化ビニル管(TS 継手・その他)		40
ポリエチレン管 (高密度・熱融着継手)		60
ポリエチレン管 (高密度・熱融着継手以外)		40
その他		40
不明		40

※平成 13(2001)年度以前の鋳鉄管以外の法定耐用年数は 25 年

資料：聖籠町水道ビジョン

5. 公共施設等の管理に関する基本方針

5-1 基本的な考え方

5-2 基本方針

5-3 計画の推進にあたっての留意事項

5-1 基本的な考え方

(1) 施設整備水準等の検討

現状の公共施設の延床面積から現在の整備水準を検討します。

1) 人口規模(12,500人～15,000人)から見た考察

2012年に発表された東洋大学PPP研究センター「全国自治体公共施設延床面積データ」によると、人口一人当たり延床面積の全国平均は、3.42㎡/人となっています。

令和3年(2021)年の住民基本台帳による町の人口は14,115人、公共施設延床面積は104,526㎡で、人口一人当たり延床面積は7.41㎡/人となっており、全国平均値の2.2倍の値となっています。

都道府県	市区町村	住民基本台帳人口(人) (a)	公共施設延床面積(㎡) (b)	一人当たりの延床面積 (㎡/人) (b)/(a)
全国	合計	112,807,821	385,521,673	3.42

※資料:東洋大学 PPP 研究センター「全国自治体公共施設延床面積データ」

2) 類似団体の公共施設整備水準比較

本町は、類似団体別人口規模が10,000人から15,000人の団体における一人当たりの延床面積の中で、上位の水準にあります。

【信越地方における類似団体の整備水準】

都道府県	市区町村	住民基本台帳人口(人) (a)	公共施設延床面積(㎡) (b)	一人当たりの延床面積(㎡/人) (b)/(a)
長野県	高森町	12,987	72,646	5.59
新潟県	田上町	11,393	51,999	4.56
新潟県	聖籠町	14,115	104,526	7.41

※資料:令和4年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、令和3年(1月1日から同年12月31日まで)人口動態(市区町村別)(総計)

(2) 将来の公共施設延床面積の検討

将来人口を基に将来の公共施設延床面積を検討します。

1) 将来人口推計

将来人口は、令和22(2040)年の最大値13,667人と設定します。

2) 将来人口に見合った将来延床面積の推計

① 現況水準による推計

人口一人当たりの延床面積(7.86㎡/人)を維持するものとして将来延床面積を推計すると、令和22(2040)年時点の延床面積は $13,667人 \times 7.86㎡/人 = 107,422㎡$ と推計されます。

その結果、令和22(2040)年までに、 $107,422㎡ - 104,526㎡ = 2,896㎡$ の増床が必要となります。

② 全国平均水準による推計

全国平均水準である人口一人当たりの延床面積(3.42㎡/人)を基に将来延床面積を推計すると、令和22(2040)年時点の延床面積は、 $13,667人 \times 3.42㎡/人 = 46,741㎡$ と推計されますが、町の現在の公共施設延床面積は104,526㎡のため、 $104,526㎡ - 46,741㎡ = 57,785㎡$ の縮減が必要となります。

縮減面積割合は、 $57,785㎡ \div 104,526㎡ = 55.3\%$ となります。

3) 人口規模(10,000人～15,000人)の延床面積からの考察

聖籠町人口ビジョン2020に掲げられた令和22(2040)年の将来人口13,667人(令和32(2060)年11,850人目標)とした場合に類似した市町の現況の一人当たりの延床面積は、2.63㎡/人～24.36㎡/人と値が大幅に開いた結果となり、町の一人当たりの延床面積に近似する自治体は、岩手県軽米町(9.4㎡/人)、和歌山県みなべ町(7.4㎡/人)となっています。

4) 将来の延床面積について

将来の延床面積については、第1次総合管理計画において、人口一人当たりの延床面積(7.20㎡/人)を維持継続することとしており、聖籠町人口ビジョン2020に掲げられる目標人口に掲げる令和22(2040)年人口が13,667人となった場合においても、これまでの目標を維持し、一人当たりの延床面積(7.20㎡/人)を維持継続し、住民サービス及び施設整備水準を確保していくことが望ましいと考えます。

5-2 基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等は公共施設等の維持管理及び更新の基本であり、公共施設等の維持管理サイクル(設備等の法定点検等)に必要となる業務です。法定点検以外にも、目視等による日常点検を強化し、日常的なパトロールや利用者・住民等から寄せられる情報等に基づき、公共施設等の損傷や設備の異常等の早期発見に努めます。

特にインフラ施設については、国・県などの定める各種点検マニュアル等に準拠して点検・診断等を実施します。点検・診断等の結果については、維持管理や安全管理に活用できるよう、履歴の保存・活用を促進し、公共施設等の劣化・損傷の拡大防止に努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

建築系公共施設については、予防保全を原則として、不測の事故や故障等を防ぐために点検・診断等の実施方針を踏まえ、効率的・効果的な維持管理を行うための費用を確保するとともに、可能な限り環境にも配慮しながら維持管理に努めます。また、空調設備等の維持管理、修繕等を行い計画的に機能の維持及び回復を図ります。

更新等は、利用者ニーズや更新することによるコスト面の効果を把握するとともに、建替えによる更新を検討する場合は、複合化・多機能化又は民間活力の導入を含め、新たなニーズにも対応できるよう身の丈にあった施設整備を目指し、町の長期的な施策を考慮した上で検討することとします。

インフラ施設は、建築系公共施設と同様、予防保全型の維持管理を推進し、随時劣化状況を把握しながら効率的な維持管理、修繕を行うとともに、必要に応じて更新等に努めます。

【現在の維持管理経費】

(千円)

	令和元年度	令和2年度
公共施設	527,358	518,120
インフラ施設	186,140	274,456
計	713,498	792,576

(3) 安全性確保の実施方針

公共施設における安全確保のため、利用者の安全を最優先し、万一の事故及び災害等が発生した時の被害を最小限にとどめることを目的として、迅速に施設等の復旧ができる体制づくりに努めます。

また、危険性が認められたインフラ施設等については、安全確保のために修繕等を行いますが、住民に危険が及ぶような高い危険性が認められた時は、総合的な判断により改修等を検討します。

(4) 耐震化の実施方針

耐震化が実施されていない施設について、本計画の方針に沿って施設の必要性を判断した上で、老朽化が進んでいるものや小規模なものなどは更新や統廃合を行い、災害時に拠点となる施設や長期的な利用が想定されるものは、耐震性能の向上を目指し、耐震改修を実施します。また、インフラ施設についても、施設の耐震性能の向上を図る対策を随時実施していきます。

(5) 長寿命化の実施方針

国の「インフラ長寿命化基本計画」及び各省庁の個別計画に基づき維持管理・修繕・更新等の実施方針を踏まえ、公共施設等の長寿命化を推進するとともに、維持管理・更新等に要する将来の財政負担の軽減を図ります。

すでに長寿命化計画を策定済みの施設に関しては、長寿命化を計画的に進めます。

(6) 整理統合や除却の実施方針

人口動向や社会情勢等を見据え、公共施設の統合や廃止が必要となった場合には、上位関連計画である総合計画などを踏まえ、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。

なお、行政サービスの必要性をソフト・ハードの両面から検討し、事業の見直しや類似する機能を有する施設の集約化等により、効率性の向上を図ります。統廃合等により余剰となった施設は、売却等による財産処分や用途の見直しを進めていきます。

インフラ施設については、住民生活に欠かせないものであることから、廃止などを検討する余地が少なく、町全体のインフラ施設整備状況を踏まえ、機能の有効性や効率性を検討していきます。

また、施設が集約化・複合化又は除却等となった場合には、必要な経費について、地方債の活用なども含め財政負担の軽減に努めます。

(7)ユニバーサルデザイン化の推進

今後も維持していく公共施設等の修繕・更新時には、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

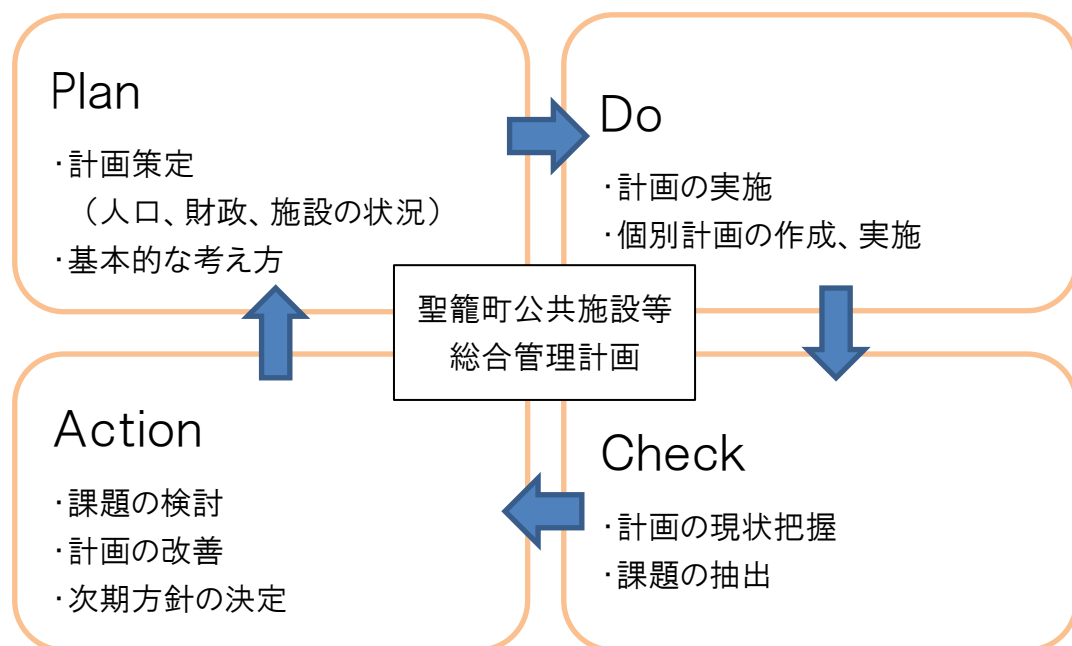
(8)脱炭素化の推進

施設の維持・更新にあたっては、断熱性能の高い材料の使用、省エネ性能に優れた機器や太陽光発電設備の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、計画的な施設の脱炭素化に努めます。

(9)PDCAサイクルの推進

本計画は、PDCAサイクルにより、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を継続的に実施することで、効率的・効果的に推進します。

また、各個別計画も同様に、PDCAサイクルを活用し推進します。



(10)フォローアップの方針

建築物の安全性の確保、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図り、公共建築物の維持管理を総合的かつ計画的に進めていくため、庁内での体制を強化し情報共有等に努めます。

この計画内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて見直しを図ります。

5-3 計画の推進にあたっての留意事項

(1) 広域連携の取組方針

近隣自治体間との相互利用や共同利用など連携することで、住民サービス向上が期待できる施設については、様々な手法を検討し、多様化する住民ニーズに対応するとともに、行政運営の効率化を進めます。

また、広域での公共施設の効果的な広域利用方策の検討、協議を進めます。

(2) PPP/PFI の活用方針

厳しい財政状況下では、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政負担の軽減、行政の効率化を図ることが重要です。町の特性などを踏まえ、新たなアウトソーシングのひとつとして研究していきます。

指定管理者制度は導入済みであり、第5次聖籠町総合計画前期基本計画の効率的・効果的な行財政の運営においても指定管理者制度の積極的な拡大が明記されています。

6. 類型施設ごとの管理に関する基本方針

6-1 建築系公共施設の管理に関する基本方針

6-2 インフラ施設の管理に関する基本方針

6-1 建築系公共施設の管理に関する基本方針

(1) 行政系施設

1) 施設の概要

行政系施設の役場庁舎は、昭和52(1977)年の当初建設以後、耐震改修工事を実施しています。倉庫(旧研修会館)、消防団本部詰所については、耐震改修工事が未着手の状態です。

施設名	耐震工事※	建設年度	延床面積(m ²)
倉庫(旧研修会館)	未	1971	1,526
役場庁舎	済	1977	4,920
消防団本部詰所	未	1979	114
消防防災格納庫	不要	1986	304
消防器具置場	不要	1987	521
中央防災倉庫	不要	2015	194

済:耐震改修工事済

不要:新耐震設計基準(昭和56年)以降の施設

未:新耐震設計基準(昭和56年)以前の建物で耐震改修工事未着手

2) 施設の管理に関する基本方針

行政系施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

ア 倉庫(旧研修会館)

倉庫(旧研修会館)は、新耐震基準前に建設されていることから、耐震性が不十分と推察されます。

平成16年度に研修会館から防災倉庫として用途変更に伴う改修工事が行われましたが、平成26年度に中央防災倉庫が建設されたことから、現在は、除雪車の車庫及び倉庫として利用されています。除雪車車庫及び倉庫として必要な施設であり、今後も必要な維持修繕を行っていきます。

イ 役場庁舎

庁舎の建物外部については、定期的な修繕を行ってきましたが、電気設備や給排水設備は耐用年数が経過しているものが多く、設備や機器類においては、耐用年数が短く、庁舎としての機能を維持するために、建物と設備機器の両者を見据えた維持管理、更新を計画的に実施する必要があります。

総合的な町民サービスを提供する役割を担う町民に身近な行政施設であり、災害時における災害対策本部となる重要な拠点施設であることから、適正に維持管理を行い、計画的に改修工事を進めていきます。

ウ 消防団本部詰所

消防団本部詰所は、新耐震基準前に建設されていることから、耐震性が不十分と推察されます。

現在は消防指令車及び第1分団第3班の消防ポンプ自動車の車庫、消防機材倉庫として使用しています。耐震性が不十分と推察されること、建設から相当年経過していることから、建替え又は解体撤去を含め、施設の必要性を検討していきます。

エ 消防防災格納庫

消防防災格納庫は、第2分団第3班の消防ポンプ自動車及び除雪車両の車庫として使用しており、必要な施設であるため、今後も必要な維持修繕を行っていきます。

オ 消防器具置場

消防器具置場は、町内消防団の消防ポンプ自動車及び資機材置場として必要な施設であり、今後も必要な維持修繕を行っていきます。

カ 中央防災倉庫

中央防災倉庫は、災害に備えた町の備蓄品倉庫として使用しており、必要な施設であるため、今後も必要な維持修繕を行っていきます。



役場庁舎



中央防災倉庫

(2) 学校教育系施設

1) 施設の概要

学校教育系施設は、小学校が3施設、中学校が1施設の4施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
亀代小学校	済	1978	6,950
蓮野小学校	不要	1986	6,248
山倉小学校	不要	1986	6,501
聖籠中学校	不要	2000	17,331

2) 施設の管理に関する基本方針

学校教育系施設は、町の公共施設全体の35.4%を占めています。

今後は、学校施設の実態を踏まえつつ、目指すべき姿を実現していくため、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、適切な時期に長寿命化改修を実施し、目標耐用年数を概ね80年とした施設の長寿命化を図ります。

長寿命化改修では、躯体の経年劣化の回復やライフラインの更新等といった建物の建築当初の水準に戻すだけでなく、省エネルギー化や学習環境の向上など、現在の社会的ニーズに対応するために基本的性能の向上を図ります。



亀代小学校



蓮野小学校



山倉小学校



聖籠中学校

(3)文化系施設

1)施設の概要

文化系施設は、町民会館、結いハート聖籠、藤寄地区公民館、亀代地区公民館の4施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
藤寄地区公民館	未	1971	384
町民会館	不要	1989	12,554
亀代地区公民館	不要	2010	331
結いハート聖籠	未	1963	3,170

2)施設の管理に関する基本方針

文化系施設は、不特定多数の方が利用するために、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つ必要があります。以下の基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

ア 藤寄地区公民館

昭和46年に建設された藤寄地区公民館は、新耐震基準前に建設されていることから耐震性が不十分と推察されます。直近での大規模な修繕はありませんが、引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

イ 町民会館

平成元年度に建設された町民会館は、令和2年度に実施した文化会館舞台及び総合体育館ステージの吊物改修工事をはじめとして、修繕対応をしています。

今後、建設後33年が経過し、経年劣化が進んでいることから、緊急度の高い大規模修繕を、今後、計画的に実施するとともに、引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

ウ 亀代地区公民館

平成22年度に建設された亀代地区公民館は、直近での大規模な修繕はありませんが、引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

エ 結いハート聖籠

結いハート聖籠は、施設全体を複数の団体が利用しています。

普通教室棟については、新耐震基準前に建設されていることから、耐震性が不十分と推察されます。町及び外部団体にとっても必要不可欠な施設であり、今後も必要な維持修繕等を行っていきます。



町民会館



結いハート聖籠



亀代地区公民館

(4)スポーツ・レクリエーション系施設

1)施設の概要

スポーツ・レクリエーション系施設は、多目的屋内運動場が3施設、藤寄体育館、野球場とテニスコートが3施設です。その他、屋外運動広場が1施設、交流施設が1施設、海のにぎわい館等が3施設、観光案内看板2か所で13施設です。多目的屋内運動場は、指定避難所に指定されています。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
町営次第浜野球場	不要	1984	20
町営テニスコート	不要	1985	20
町営聖籠町野球場	不要	1986	210
藤寄体育館	不要	1988	903
多目的屋内運動場(亀代地区)	不要	1995	1,395
多目的屋内運動場(蓮野地区)	不要	1991	1,395
多目的屋内運動場(山倉地区)	不要	1999	1,395
多目的屋外運動広場	不要	2001	257
町営観光案内看板 2箇所	不要	2001	93
交流施設(交流館・杜)	不要	2002	128
網代浜艇庫	不要	2009	198
海のにぎわい館	不要	2011	438
海のにぎわい館トイレ	不要	2011	30

2)施設の管理に関する基本方針

スポーツ・レクリエーション系施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

また、人口動向や社会情勢等を見据え、施設の統合や廃止が必要となった場合には、総合計画などを踏まえ、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。

ア 町営聖籠町野球場

建設から36年経過している町営聖籠町野球場については、平成23年度に実施した建物改修工事をはじめとして、経年劣化に伴う修繕工事対応を行っているところであり、引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

イ 藤寄体育館

建設から34年経過している藤寄体育館は、経年劣化が進んでいるため引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

ウ 多目的屋内運動場(亀代地区)

建設から27年経過している多目的屋内運動場(亀代地区)は、経年劣化が進んでいるため引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

エ 多目的屋内運動場(蓮野地区)

建設から25年経過している多目的屋内運動場(蓮野地区)は、経年劣化が進んでいるため引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

オ 多目的屋内運動場(山倉地区)

建設から23年経過している多目的屋内運動場(山倉地区)は、経年劣化が進んでいるため引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

カ 多目的屋外運動場

建設から21年経過している多目的屋外運動場は、経年劣化が進んでいるため引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

キ 交流施設(交流館・杜)

交流施設(交流館・杜)は、平成31年3月に直営での飲食事業を終了し、現在は都市住民との交流を促進するために、貸館事業を行っています。施設利用者に快適に利用していただくとともに、地域活動の活性化を図るため、今後も必要な修繕等を行っています。

ク 網代浜艇庫

建設から13年経過している網代浜艇庫は、必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

ケ 海のにぎわい館

建設から11年経過している海のにぎわい館は、これまで大規模な修繕は行われていません。しかし、経過年数が増すに従い、建物の劣化や設備の能力低下がみられるようになり、今後は年数の経過に従って大規模な修繕が必要になることが予想され、今後、必要な修繕等を行っています。



多目的屋内運動場



藤寄体育館

(5) 社会教育系施設

1) 施設の概要

社会教育系施設は、蓮のギャラリー、歴史資料展示館 いにしえ、図書館の3施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
図書館	不要	2014	2,545
蓮のギャラリー	不要	1999	180
歴史資料展示館 いにしえ	不要	2008	70

2) 施設の管理に関する基本方針

社会教育系施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

ア 図書館

建設から6年を経過し、現在は建物に大幅な修繕をする箇所はありませんが、外構の鉄骨部分に錆びが生じている箇所も散見され、今後は外構及び内装等の修繕を行うとともに、空調設備等の交換時期に応じた更新を行います。

イ 蓮のギャラリー

平成13年度に建設された蓮のギャラリーは、直近での大規模な修繕はありませんが経年劣化が進んでいるため、引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。



図書館



蓮のギャラリー



歴史資料展示館 いにしえ

(6)子育て支援施設

1)施設の概要

子育て支援施設は、幼稚園が1施設、こども園が1施設、児童クラブが3施設、児童館、育ちの家の3施設で計7施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(㎡)
せいらう幼稚園	済	1979	1,972
亀塚児童館	未	1979	367
ほしぞらこども園	不要	1996	1,390
蓮野児童クラブ	不要	2014	214
山倉児童クラブ	不要	2016	214
亀代児童クラブ	不要	2017	214
育ちの家	不要	2017	240

2)施設の管理に関する基本方針

子育て支援施設は、こどもの安全確保が第一で、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

また、新生児の動向や社会情勢等を見据え、統合や廃止が必要となった場合には、総合計画などを踏まえ、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。

ア せいらう幼稚園

せいらう幼稚園は、鉄筋コンクリート造、2階建ての建物で、園舎(保育室、事務室、倉庫、トイレ、遊戯室等)、機械室、車庫、プールを有しています。

これまでに耐震改修工事を実施しています。今後、必要な維持修繕を行っていきます。

イ 亀塚児童館

昭和54年11月に開館した亀塚児童館は、建設から41年経過し、新耐震基準前に建設されていることから、耐震補強の検討が必要です。また、屋根・外壁・内装・設備の経年劣化による多額の費用がかかる大規模修繕等を要する状況となっています。

躯体の劣化を防ぐための改修の加え衛生面に配慮し、児童の健全育成を図る施設として、安全・安心な場を提供できるように、必要な修繕等を行っていきます。

ウ 蓮野児童クラブ

平成26年1月に開設した蓮野児童クラブは、建設から8年経過していますが、建物に大幅な修繕をする箇所はありません。また、耐震性は十分と推察されます。今後とも必要な維持修繕等を行っていきます。

エ 山倉児童クラブ

平成28年3月に開設した山倉児童クラブは、建設から6年経過していますが、建物に大幅な修繕をする箇所はありません。また、耐震性は十分と推察されます。今後とも必要な維持修繕等を行っていきます。

オ 亀代児童クラブ

平成29年3月に開設した亀代児童クラブは、建設から5年経過していますが、建物に大幅な修繕をする箇所はありません。また、耐震性は十分と推察されます。今後とも必要な維持修繕等を行っていきます。

カ 育ちの家

平成29年10月に開設した育ちの家は、建設から5年経過していますが、建物に大幅な修繕をする箇所はありません。また、耐震性は十分と推察されます。今後とも必要な維持修繕等を行っていきます。



せいろう幼稚園

(7) 保健・福祉施設

1) 施設の概要

保健・福祉施設は、保健福祉センター、聖籠観音の湯ざぶ〜ん館など7施設です。保健福祉センターは、福祉避難所に指定されています。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(㎡)
聖籠町高齢者生きがい交流センター	未	1980	101
老人福祉センター(聖海荘)	不要	1982	1,190
保健福祉センター	不要	1993	2,105
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館	不要	1998	2,045
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館宿泊施設	不要	2002	1,241
地域交流館 なごみの家	不要	2007	238
ホットルーム	未	1963	794

2) 施設の管理に関する基本方針

保健・福祉施設は、高齢者が多く利用する施設で、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

また、高齢者人口の動向や社会情勢等を見据え、施設の統合や廃止が必要となった場合には総合計画などを踏まえ、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。

ア 聖籠町高齢者生きがい交流センター

高齢者生きがい交流センターは、平成12年に亀塚集落より寄贈され、公共施設として使用を開始しました。現在地域の高齢者の憩いの場として開館しており、職員は常駐していません。経年劣化が進んでいることから、適宜修繕対応しております。これまでと同様の使用を続けるにあたっては、今後補強工事などが必要になると考えられます。

イ 老人福祉センター(聖海荘)

昭和57年に建設された老人福祉センター聖海荘は、平成11年に空調設備の入れ替えを行ったほか、幾度か大規模な修繕を行っています。経年劣化が進んでいることから、今後とも日常的な点検・検査を行い、適宜修繕等の維持管理を行っていきます。

ウ 保健福祉センター

平成5年に建設された保健福祉センターは、保健、福祉、医療複合施設「桃源の里」として、町民の健康づくりを推進するための拠点となっています。

直近での大規模な修繕はありませんが、引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

エ 聖籠観音の湯ざぶ〜ん館

平成10年度に建設された聖籠町観音の湯ざぶ〜ん館温泉棟は、経年劣化に伴う修繕工事対応を行っており、引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っていきます。

オ 聖籠観音の湯ざぶ〜ん館宿泊施設

平成14年度に建設された聖籠町観音の湯ざぶ〜ん館宿泊棟は、(株)聖籠の杜が運営しています。経年劣化に伴う修繕工事対応を行っており、引き続き必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っています。

カ 地域交流館 なごみの家

平成19年に建設された地域交流館なごみの家は、直近での大規模な修繕はありませんが、今後とも必要な点検や検査、修繕等の維持管理を適宜行っています。



老人福祉センター(聖海荘)



保健福祉センター

(8) 公営住宅

1) 施設の概要

公営住宅は、東山団地です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
町営住宅東山団地	不要	1994	5,470

2) 施設の管理に関する基本方針

平成6年に建設した当該施設は、これまで平成27年度及び平成28年度に屋上防水及び外壁改修工事を行い、令和元年度にトイレ改修工事(シャワートイレ化)を行い、令和元年度から3か年計画で火災警報器の取替を実施しています。

建設から28年経過しており、給湯器や給排水管等の経年劣化が進んでいるため、日常的な点検と計画的な維持修繕を行っていきます。



集会所棟



住棟

(9)公園

1)施設の概要

倉庫・工作物・便所等が設置されている公園は、7施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
児童遊園	-	1977	16
児童広場山倉	-	1978	2
位守山史跡公園	不要	1985	10
あかね公園	不要	1997	14
櫻美公園	不要	2006	4
弁天渦風致公園	不要	2014	132
正庵公園	-	不明	4

2)施設の管理に関する基本方針

公園内の建築物は、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い必要に応じて改修や設備の更新を行います。維持管理・更新等に要する財政負担の軽減を図るとともに、大規模施設に比べ小規模な修繕工事に対応できることから、効率的・効果的な維持管理を行います。



弁天渦風致公園



児童広場山倉

(10) 供給処理施設

1) 施設の概要

供給処理施設は、ポンプ場、排水処理施設などの5施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
亀塚地区排水処理施設	未	1978	95
網代浜土改事業ポンプ場	不要	1986	42
別條地区排水処理施設	-	不明	8
八幡地区排水処理施設	-	不明	6
榎地区排水処理施設	-	不明	6

2) 施設の管理に関する基本方針

供給処理施設は、周辺への影響を最小限に抑えるとともに、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

(11) 産業系施設

1) 施設の概要

産業系施設は、聖籠地場物産館、農産物加工センターなどの3施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
さけ・ます孵化施設	未	1981	120
聖籠地場物産館	不要	1994	984
農産物加工センター	不要	2010	169

2) 施設の管理に関する基本方針

建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

ア さけ・ます孵化施設

建設から41年経過しているさけ・ます孵化施設では、これまで小規模修繕について、組合が対応してきましたが、今後は大規模修繕が必要となることを見込まれます。さけ・ます孵化施設は、内水面における水産資源の維持増大に資することから、今後も組合と連携し、必要な修繕等を行っていきます。

イ 聖籠地場物産館(隣接店舗含む)

地場物産館は、耐用年数が経過し、外壁の劣化や空調設備の能力低下による不具合など大規模修繕を要する状況となっています。

地場物産館は、聖籠産農産物の拡販に必要な施設であることから、今後も必要な修繕等を行っていきます。また、地場物産館の今後のあり方について、適正な規模への建替えも含め検討していきます。

ウ 農産物加工センター

建設から12年経過している農産物加工センターは、これまで大規模な修繕は行われていません。しかし、経過年数が増すに従い、建物の劣化や設備の能力低下も見られるようになり、今後は年数の経過に伴って大規模な修繕が必要になることが予想されます。

今後は状況に合わせ必要な修繕等を行っていきます。



聖籠地場物産館



農産物加工センター

(12) 医療施設

1) 施設の概要

医療施設は、以下の1施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
町国民健康保険診療所	不要	1994	669

2) 施設の管理に関する基本方針

医療施設は、室内を清潔な状態に保つとともに建物や設備の性能や機能を良好に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

ア 町国民健康保険診療所

診療所は、保健センター・デイサービス・診療所の保健、福祉、医療複合施設「桃源の里」として建設され、公的医療機関として疾病の予防、治療を行っております。

これまで建物や機器類については、定期的な修繕を行ってきましたが、耐用年数が経過し、経年劣化による不具合が起きている状況であることから、建物と設備機器の両者を見据えた維持管理、更新を計画的に実施する必要があります。

診療所は、医療機関として患者に医療を提供できるよう、今後も維持管理及び必要な修繕等を行っていきます。



町国民健康保険診療所

(13) その他

1) 施設の概要

その他施設は、以下のとおりです。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(㎡)
旧聖籠中学校	未	1963	1,208
旧亀代中学校 (JAPANサッカーカレッジ)	未	1970	5,568
亀代地区屋内ゲートボール場	未	1976	187
旧町営浜山球場	未	1977	31
正庵地区屋内ゲートボール場	未	1978	126
旧亀代こども園	不要	1984	2,110
旧蓮野こども園	不要	1987	2,018
幼稚園バス待合所	-	1981	232
二本松公害監視局	不要	1983	15
網代浜海水浴場便所	不要	1989	13
学校給食共同調理場	不要	1989	1,157
旧聖籠中学校の一部 (旧体育館・旧ランチルーム)	不要	1991	1,601
次第浜海水浴場便所	不要	1991	13
諏訪山地区公衆トイレ	不要	2005	8
パン販売所	不要	2012	63
旧生ゴミ堆肥化施設	不要	2011	247

2) 施設の管理に関する基本方針

旧町営浜山球場は、廃止・解体を予定しています。また、亀代地区屋内ゲートボール場も解体予定となっています。その他施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

ア 正庵地区屋内ゲートボール場

屋内ゲートボール場として利用されてきましたが、現在は廃棄物ストックヤードとして利用しています。新耐震基準前に建設されていることから、耐震性が不十分と推察されます。

移転又は解体撤去を含め、施設の必要性を検討していきます。

イ 旧亀代こども園

旧亀代こども園は、建物に大幅な修繕をする箇所はありません。また、耐震性は十分と推察されます。今後、隣接するこども園との利用方法などを検討していきます。

ウ 旧蓮野こども園

旧蓮野こども園は、建物に大幅な修繕をする箇所はありません。また、耐震性は十分と推察されます。今後は、用途変更も含め施設の新たな利用方法を検討します。

エ 幼稚園バス待合所

幼稚園バスの利用がないことから、今後、バス待合所の廃止や譲渡等を進めていきます。

オ 学校給食調理場

学校給食調理場は、平成18年度に屋上防水改修工事を行い、平成19年度には折版屋根塗装改修工事、平成27年度には受変電設備(キュービクル)の入替えを行っています。

建設から30年経過しているため、調理室の床の劣化及び厨房設備の耐用年数が経過し、大規模修繕等を要する状況となっています。

今後は、衛生面に配慮した、調理室や洗浄室の内装修繕も視野に入れ、今後も、安全・安心な学校給食を提供できるように、必要な修繕等を行っていきます。

カ 旧生ゴミ堆肥化施設

生ゴミ堆肥化事業を廃止し、建物内の機器については既に売却済みとなっています。今後建物の売却を含め施設の活用を検討していきます。



蓮野こども園

6-2 インフラ施設の管理に関する基本方針

(1) 道路・橋りょう

1) 道路

町が管理する道路は、一級町道、二級町道、その他の一般町道です。

道路については、日常の道路パトロールや定期点検のほか、住民等から寄せられる情報により状況を把握し、必要な対策を効果的に道路附属物も含め維持管理を進めます。

道路の安全・安心・快適な環境を保全し、円滑な交通を確保するため、道路維持保全に係るコストの最適化及び平準化を図ります。

2) 橋りょう

橋りょうについては、点検結果を踏まえ、引き続き安全な状態で利用するために、予防保全型の計画的・効率的な維持補修に対する個別計画策定を検討します。

(2) 上下水道

1) 上下水道

上水道については、管路更新・耐震化計画に基づき、水道管路布設整備事業を進めるとともに、耐用年数までの使用を可能とするため、計画的に予防保全措置を図ります。

下水道については、維持管理情報等を整理し予防保全に努めるとともに、大規模地震に備え下水道事業を継続・許容される時間内にライフラインを復旧させるため、公共下水道業務継続計画に基づき、応急対応や早期復旧に努めます。

2) 公営企業会計への移行

下水道事業の計画的な経営基盤の強化と財政マネジメント等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請され、町はすでに下水道事業の公営企業会計を適用・移行しています。

卷末資料

類似団体の公共施設水準比較

本町は、人口規模が10,000～15,000人の産業構造(就業率)類型の内、Ⅱ次、Ⅲ次産業(産業)80%以上、Ⅲ次55%未満の類型「Ⅲ-1」の57団体の1つに分類されています。

「Ⅲ-1」に分類されている57団体リストをもとに、行政区域面積が50ha 以下で、各自治体が公表している最新の公共施設総合管理計画に基づく延床面積が得られる町を選び、これを基にした一人当たりの延床面積を次ページのとおり抽出しました。

【類似団体(町村)のグループ区分表】

産業構造		Ⅱ次,Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 60%以上	Ⅲ次 60%未満	
人口	0 以上～ 5,000 未満	I-2	I-1	I-0
	5,000 以上～ 10,000 未満	II-2	II-1	II-0
	10,000 以上 ～ 15,000 未満	III-2	III-1	III-0
	15,000 以上 ～ 20,000 未満	IV-2	IV-1	IV-0
	20,000 以上 ～	V-2	V-1	V-0

【自治体別人口・公共施設延床面積リスト(類似団体町Ⅲ-1類に分類される団体抜粋)】

団 体 名		面積 (R3.10.1) (ha) (a)	住基人口 (R3.1.1) (人) (b)	公共施設 延べ床面積 (㎡) (c)	人口一人 当たりの 公共施設延べ 床面積 (㎡/人) (c) / (b)
県名	町名				
北海道	松前町	293.25	6,445	106,061	16.46
	湧別町	505.79	8,316	167,057	20.09
	白糠町	773.13	7,391	109,500	14.82
青森県	六ヶ所村	252.94	9,999	185,264	18.53
福島県	鏡石町	31.3	12,669	57,404	4.53
	国見町	37.95	8,601	60,495	7.03
	小野町	125.18	9,545	70,898	7.43
栃木県	市貝町	64.25	11,498	58,782	5.11
群馬県	下仁田町	188.38	6,782	51,941	7.66
長野県	高森町	45.36	12,987	72,646	5.59
埼玉県	美里町	33.41	11,113	37,352	3.36
千葉県	東庄町	46.25	13,635	55,583	4.08
山形県	中山町	31.15	11,017	51,737	4.70
徳島県	上板町	34.58	11,778	66,264	5.63
岐阜県	川辺町	41.16	10,110	45,775	4.53
新潟県	田上町	31.71	11,393	51,999	4.56
埼玉県	神川町	47.4	13,365	61,687	4.62
群馬県	千代田町	21.73	11,205	48,348	4.31
福島県	桑折町	42.97	11,568	52,075	4.50
新潟県	聖籠町	37.58	14,115	104,526	7.41
滋賀県	竜王町	44.55	11,848	49,900	4.21
平均		37.63	12,066	54,231	7.58

※類似団体は、令和3年4月1日現在の類型別構成区分(総務省)に基づき、町村Ⅲ-1に分類される町村のうち公共施設総合管理計画において、公共施設の延べ床面積が確認できる自治体を対象に任意に抽出した団体例示として掲げた。

※公共施設延べ床面積は、対象自治体が公表している最新の公共施設総合管理計画によるため、該当年次は異なる。(平成27年～令和3年時点公表値)

聖籠町公共施設等総合管理計画

発行日 平成 29 (2017) 年 3 月
改訂日 令和 5 (2023) 年 3 月
発 行 聖籠町 総務課

〒957-0191 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4
TEL 0254-27-2111 (代表)
FAX 0254-27-2119
E-mail : soumu@town.seiro.niigata.jp
